

令和7年度

交通安全キャンペーン

12か月



新潟県交通安全マスコット
ルルちゃん

名前：交通ルル
性別：メス（推定） ネコ科
年齢：不詳（12歳？）

昭和61年5月、応募総数189通の中から、五泉市の黒井忍さんのデザインが採用されました。

名前は、応募総数3,910通の中から、聖籠町蓮野小学校4年生（当時）、高橋千絵さんの『交通ルル』と、可愛い名前が選ばれました。

昭和61年7月22日に新潟県知事から、「交通安全県を宣言した新潟県を象徴し、子ども達などから親しまれ、広く県民から愛される新潟県の交通安全マスコット」として発表されて以来、県民の皆さんからは、『ルルちゃん』の愛称で親しまれています。

新潟県・新潟県交通安全対策連絡協議会

▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶はじめに▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶

令和6年中に県内で発生した交通事故は、

発生件数 2,671件（前年比 -50件 -1.8%）

死者数 55人（ 〃 ±0人 ±0%）

負傷者数 3,045人（ 〃 -51人 -1.6%）

と前年に比べ、発生件数・負傷者数は減少しましたが、死者数は同数でした。

しかし、65歳以上の高齢死者数は39人となり、全死者に占める割合は70.9%（全国平均56.8%）と依然として高くなっています。さらに、横断歩道上で被害に遭う交通事故が多数発生していること、自転車利用者の交通ルール遵守が十分でないことなど、取り組まなければならない課題が山積しています。

このような情勢の中、交通事故を減少させ、悲惨な交通死亡事故を1件でも減少させるため、県としては、本年の交通安全対策の重点を、

- 高齢者の交通事故防止
- 歩行者及び自転車の安全確保
- 飲酒運転の根絶
- シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

の4点のほか、特に重点とする事項として

- 自転車ヘルメットの着用促進
- 横断歩行者優先の徹底

の2点を定め、皆様方をはじめとした関係機関・団体とより緊密な連携をとりながら、各種交通事故防止対策を強力に推進することとしております。

一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、家庭や地域全体で交通事故防止に取り組んでいくことが求められます。毎月10日を「交通安全家庭の日」とし、交通安全について家庭内で話し合い、大人がこどもの見本となる正しい交通ルール・マナーを実践していくことで、安全な交通社会の実現を目指します。

県内でも未だ多くの方が交通事故の犠牲になっている現実と、失われた尊い命の犠牲を教訓として、広報啓発や交通安全教育、街頭指導等の諸対策を着実に推進していく必要があります。

この冊子は、交通事故のない安全な社会の実現のために、それぞれの地域や職場などで交通安全対策に尽力しておられる交通安全リーダーの皆様方に、各種交通事故防止対策を推進する際の参考資料として役立てていただくよう作成いたしました。

いつの日か「交通事故ゼロ」となることを願い、ご活用いただければ幸いです。

令和7年3月

新潟県総務部県民生活課
交通安全対策室

もくじ

●令和7年新潟県交通安全広報計画	1
●年間を通じての広報重点	3
「高齢者の交通事故防止」	
「歩行者及び自転車の安全確保」	
「飲酒運転の根絶」	
「シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底」	
●特に広報重点とする事項	5
「自転車ヘルメットの着用促進」	
「横断歩行者優先の徹底」	
●月別広報重点	
通年 ○横断歩行者の交通事故防止	5
○自転車ヘルメットの着用促進	
・ R 7 4/1～R 8 3/31 「止まって！横断歩道キャンペーン」	
・ R 7 4/1～R 8 3/31 「自転車ヘルメット着用促進キャンペーン」	
4月 ○こどもの交通事故防止	7
・ 4/6～4/15 「春の全国交通安全運動」	
・ 4/6～4/15 「止まって！横断歩道キャンペーン重点期間」	
・ 4/10 「交通事故死ゼロを目指す日」	
5月 ○自転車の安全な利用	9
・ 5/1～5/31 「自転車安全月間」	
6月 ○雨の日の交通事故防止	11
○交差点の交通事故防止	
7月 ○悪質・危険違反の追放	13
○わき見運転等の防止	
○運転中の携帯電話使用等の禁止	
・ 7/25 「県民交通安全フェア」	
・ 7/22～7/31 「夏の交通事故防止運動」	
・ 7/22～7/31 「止まって！横断歩道キャンペーン重点期間」	
8月 ○夏休み期間中の交通事故防止	15
○安全速度の励行	
○二輪車の交通事故防止	
9月 ○ライトの早めの点灯	17
○正しい合図の励行	
・ 9/21～9/30 「秋の全国交通安全運動（予定）」	
・ 9/21～9/30 「止まって！横断歩道キャンペーン重点期間」	
・ 9/23～12/31 「安全運転・チャレンジ100実施」	
「いきいきクラブ・チャレンジ100実施」	
・ 9/30 「交通事故死ゼロを目指す日」	
10月 ○高齢者の交通事故防止	19
・ 10/1～10/31 「高齢者交通事故防止運動」	
11月 ○夜光反射材の活用	21
○歩行者の交通ルール	
12月 ○飲酒運転の根絶	23
・ 12/11～12/20 「冬の交通事故防止運動」	
・ 12/11～12/20 「止まって！横断歩道キャンペーン重点期間」	
1月 ○冬道の安全走行	25
2月 ○雪道などの運転方法	27
○車間距離の保持	
3月 ○シートベルト・チャイルドシート着用の徹底	29
●その他	
○交通事故を起こしたら	
・ 運転者の義務	
・ 応急救護処置	
○交通事故のことで困ったら？	
・ 交通事故の相談はまず県の交通事故相談所へ	
・ 新潟県内及び他の交通事故相談機関	
○交通遺児基金をご存知ですか？	
・ 交通遺児基金からのお願い	
・ 交通遺児を支援しています	
○新潟県交通安全通年スローガン、各種交通安全の日	
○令和7年使用 交通安全年間スローガン入賞作品（内閣総理大臣賞等）	
○新潟県交通安全対策連絡協議会員	
○自動車の運転者が表示する標識とその標識を表示した運転者等の保護	

令和7年新潟県交通安全広報計画

新 潟 県

本広報計画をもとに、県、市町村及び交通安全関係機関・団体は、相互の連携を密にして、推進体制の確立を図るとともに、交通安全対策の推進に当たっては、それぞれの地域特性に応じた広報・啓発や参加型の交通安全教育、街頭指導等を効果的に推進する。

第1 交通事故発生状況

令和6年中の交通事故は、発生件数・負傷者数・重傷者数は減少したが、死者数は同数であった。

第11次新潟県交通安全計画（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）に掲げた死者数54人以下、重傷者数499人以下とする目標達成には至らなかった。

交通事故発生状況

	令和5年	令和6年	増減数
発生件数	2,721件	2,671件	－50件
死者数	55人	55人	±0人
高齢者	38人	39人	1人
こども	1人	0人	－1人
負傷者数	3,096人	3,045人	－51人
重傷者数	581人	554人	－27人

※「高齢者」は65歳以上の者、「こども」は中学生以下の者

死者のシートベルト・チャイルドシート着用状況

	令和5年	令和6年	増減数
自動車乗車中死者数	23人	18人	－5人
非着用	8人	7人	－1人
非着用率	34.8%	38.9%	4.1%

※「非着用率」は、自動車乗車中死者のうち、シートベルト、チャイルドシートを着用していなかった人の割合をいう。

飲酒運転による交通事故発生状況

	令和5年	令和6年	増減数
発生件数	37件	35件	－2件
死者数	0人	1人	1人
負傷者数	47人	43人	－4人

交通事故状態別死者数

	令和5年	令和6年	増減数
歩行者	22人	24人	2人
横断歩道横断中	6人	5人	－1人
自転車	5人	4人	－1人

※「自転車」は自転車乗用中（同乗者除く）の者が関係した事故死者数

第2 交通安全広報の実施方針

令和6年中の交通事故の発生実態を踏まえ、次の重点事項について効果的な広報を行い、交通事故の防止を図る。

1 年間を通じた重点事項

(1) 高齢者の交通事故防止

高齢者の交通事故死者数は増加し、全死者数の約7割を占めるなど、高齢者の安全を守る広報・啓発活動が必要である。

- 高齢者自身が身体機能の変化を自覚した安全な交通行動を促す交通安全教育等を推進する。
- 高齢者に対する思いやりある運転を推進するなど、高齢者の交通安全に関する県民意識の醸成を図る。

(2) 歩行者及び自転車の安全確保

歩行者事故のうち、横断歩道横断中の死者数が減少した。自転車事故死者数は減少したが、自転車が関与する事故の約8割には自転車側にも何らかの交通違反が認められるなど交通ルール遵守が必要である。

- 横断歩道での歩行者優先意識や夕暮れ時における早めのライト点灯など、ドライバーに対する交通ルール遵守と交通マナー実践の徹底を図る。
- 令和6年道路交通法改正に伴う自転車の「ながらスマホ」禁止等の周知や自転車安全利用五則を活用した自転車交通ルールの徹底、県条例で義務化されている自転車損害賠償責任保険等への加入促進のための広報啓発活動を推進する。

(3) 飲酒運転の根絶

令和6年中は交通死亡事故を含めた飲酒運転による交通事故が発生しており、いまだ飲酒運転の根絶には至っていない。

- 地域、職場、家庭、飲食店などにおいて「飲酒運転をしない、させない、許さない」という、飲酒運転根絶に向けた気運の更なる醸成を図る取組を推進する。

(4) シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

自動車事故死者数のうちシートベルトとチャイルドシートの非着用率は約4割と、前年と比べ増加し、着用が徹底されているとは言い難い状況にある。

- 全席でのシートベルト着用とチャイルドシート使用の必要性・効果についての理解の促進を図るなど、着用率向上に向けた取組を推進する。

2 特に重点とする事項

(1) 自転車ヘルメットの着用促進

自転車利用者のヘルメット着用が浸透しておらず、県民意識がまだ醸成されていない。

- 交通安全教育等のあらゆる機会を通じて、ヘルメット着用に向けた広報啓発を推進する。

(2) 横断歩行者優先の徹底

横断歩道で歩行者が被害に遭う事故が多く発生するなど、信号機のない横断歩道での車両の一時停止が徹底されていない。

- 運転者は、横断歩道での歩行者保護の徹底を図る。
- 道路横断者は、「渡るよサイン」等で横断する意思を示すよう交通安全意識の高揚を図る。

第3 交通安全運動等の実施

重点事項の広報を効果的に実施するため、時季に即した交通安全運動を展開する。

(1) 全国運動

- | | |
|------------------------------------|-------------------------------|
| ア 春の全国交通安全運動
(交通事故死ゼロを目指す日) | 4月6日(日)～4月15日(火)
4月10日(木) |
| イ 秋の全国交通安全運動(予定)
(交通事故死ゼロを目指す日) | 9月21日(日)～9月30日(火)
9月30日(火) |

(2) 県の運動

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ア 止まって！横断歩道キャンペーン | 4月1日(火)～令和8年3月31日(火) |
| イ 夏の交通事故防止運動 | 7月22日(火)～7月31日(木) |
| ウ 高齢者交通事故防止運動 | 10月1日(水)～10月31日(金) |
| エ 冬の交通事故防止運動 | 12月11日(木)～12月20日(土) |
| オ 交通死亡事故多発警報 | 発令の日から10日間(詳細は別に定める) |

(3) その他

- | | |
|-----------------------------------|--|
| ア 自転車ヘルメット着用促進キャンペーン
(自転車安全月間) | 4月1日(火)～令和8年3月31日(火)
5月1日(木)～5月31日(土) |
| イ 安全運転・チャレンジ100 | 9月23日(火)～12月31日(水) |
| ウ いきいきクラブ・チャレンジ100 | 9月23日(火)～12月31日(水) |
| エ 県民交通安全フェア ～交通安全県宣言記念行事～ | 7月25日(金) 新潟テルサ |
| オ 交通安全家庭の日「家族で話そう、みんなの交通事故防止」 | 毎月10日 |

新潟県交通安全スローガン (通年スローガン)

未来へとどけ！
願いのかけはし 交通安全



毎月10日は「交通安全家庭の日」

「家族で話そう、みんなの交通事故防止」

- ・歩行者の安全確認
- ・自転車のルール遵守
- ・自転車の「不注意」防止

年間を通じての広報重点

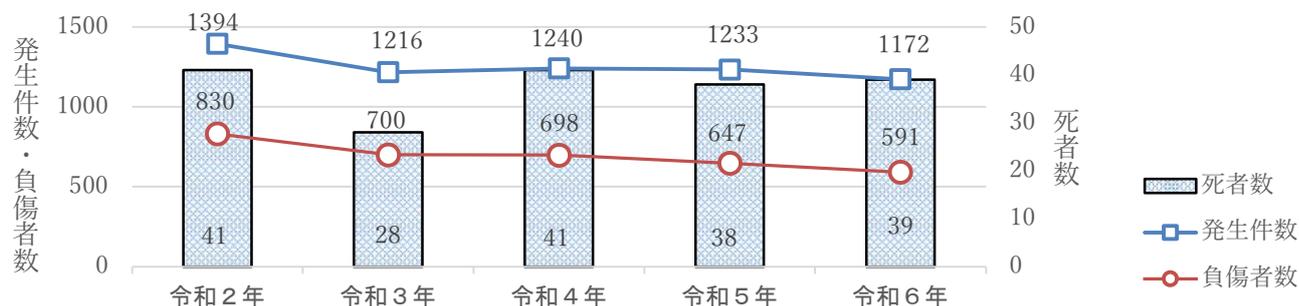
1 高齢者の交通事故防止

令和6年中の交通事故による高齢者の死者数は39人（前年比+1人）であり、全死者数55人の70.9%（全国56.8%）となり、21年連続で死亡事故の過半数を占めました。

また、高齢運転者事故（高齢者が原付以上の車両を運転中に第1当事者となった事故）による死者数は23人（前年比+2人）で、全死者数の41.8%を占めています。

※「第1当事者」とは、交通事故に関与した車両等の運転者又は歩行者のうち、当該交通事故における過失が重い者をいい、過失が同程度の場合には人身損傷程度が軽い者をいう。

○高齢者（65歳以上）事故の年別推移



区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
発生件数 (件)	1,394	1,216	1,240	1,233	1,172
死者数 (人)	41	28	41	38	39
負傷者数 (人)	830	700	698	647	591

○令和6年中の状態別高齢者死者数（全高齢死者に占める割合）

- ・歩行中 19人 (48.7%)
- ・四輪車乗車中 12人 (21.8%)
- ・二輪車乗車中 4人 (10.3%)
- ・自転車乗車中 3人 (7.7%)

2 歩行者及び自転車の安全確保

高齢者や子ども・高校生において、多く発生している歩行中や自転車乗用中の交通事故の減少に向けて、指導・広報・啓発活動を推進し、交通ルールの遵守や交通マナーの向上を図りましょう。

また、ドライバーは歩行者優先の保護意識を持ち、歩行者・自転車利用者を見かけたら、速度を落とし、徐行するなど思いやりと優しさを持った運転を心掛けましょう。

区分	総数	子ども	高校生	高齢者	その他
死者数 (人)	24	0	0	19	5
負傷者数 (人)	454	43	10	151	250

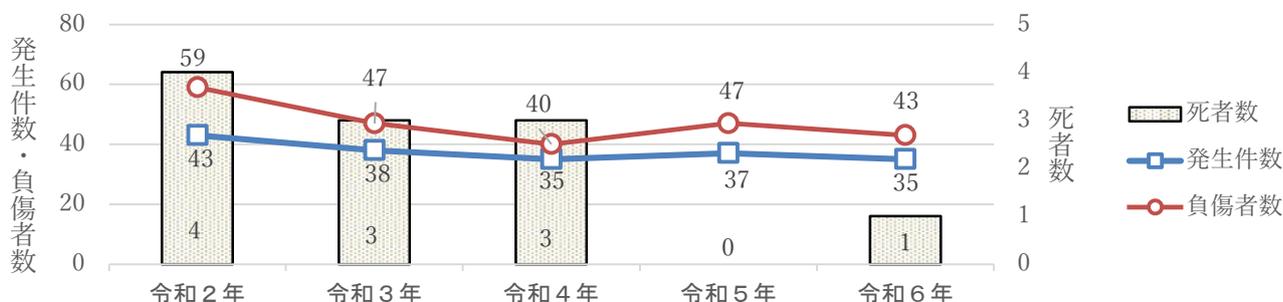
区分	総数	子ども	高校生	高齢者	その他
死者数 (人)	4	0	0	3	1
負傷者数 (人)	318	47	49	84	138

3 飲酒運転の根絶

令和6年中の飲酒運転による交通事故は、前年に比べ、発生件数・負傷者数は減少しましたが、死者数は増加しました。

飲酒運転は、交通事故に直結する極めて危険な行為にも関わらず、依然として後を絶たない情勢です。飲酒運転は、重大な犯罪であるとの認識のもと、県民総ぐるみで飲酒運転を根絶しましょう。

○飲酒運転による交通事故の年別推移



区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
発生件数(件)	43	38	35	37	35
死者数(人)	4	3	3	0	1
負傷者数(人)	59	47	40	47	43

4 シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

シートベルトやチャイルドシートは、交通事故に遭った場合の被害を大幅に軽減する「大切な命綱」です。シートベルトを正しく着用することで、正しい運転姿勢が保たれるとともに、運転者の気を引き締め、交通事故防止の重要な役割を果たします。

また、チャイルドシートの使用は大切なこどもの命を守る大人の義務です。チャイルドシートの大切さを大人がこどもに伝えていきましょう。

○シートベルトの着用調査

区分	運転区分	新潟県	全国	全国順位
一般道路(%)	運転席	99.6	99.2	9位
	助手席	98.2	96.8	6位
	後部席	58.5	45.5	3位
高速道路等(%)	運転席	99.8	99.6	18位
	助手席	99.2	98.8	20位
	後部席	92.3	79.7	4位

令和6年10月～11月の調査結果(警察庁・一般社団法人日本自動車連盟(JAF)合同調査)

- ・令和6年中の四輪乗用車中の死者は18人で、そのうちシートベルト着用者は10人(着用率55.6%)でした。
- ・一般道における後部座席の着用率は、前年比+7.1ポイント、高速道路等における後部座席の着用率は前年比+0.5ポイントでした。

○チャイルドシート使用率

区分	1歳未満	1～4歳	5歳	6歳未満計	全国順位
新潟県(%)				82.0	19位
全国(%)	91.7	80.7	57.9	78.2	

※令和6年5月の調査結果(警察庁・一般社団法人日本自動車連盟(JAF)合同調査)

特に広報重点とする事項

1 自転車ヘルメットの着用促進

令和5年4月から全ての自転車利用者に対するヘルメット着用が努力義務化されたが、着用が浸透しておらず、県民意識がまだ醸成されていない。

- 交通安全教育等のあらゆる機会を通じて、ヘルメット着用に向けた広報啓発を推進する。

2 横断歩行者優先の徹底

横断歩道で歩行者が被害に遭う事故が多く発生するなど、信号機のない横断歩道を歩行者が渡ろうとしている場合における車両の一時停止が徹底されていない。

- 運転者は、横断歩道での歩行者優先意識の浸透を図るとともに、高齢者等が通行している際の保護意識の醸成を図る。
- 道路横断者は、「渡るよサイン」等の動作をするよう交通安全意識高揚を図る。

通年のキャンペーン

- 横断歩行者の交通事故防止
- 自転車ヘルメットの着用促進

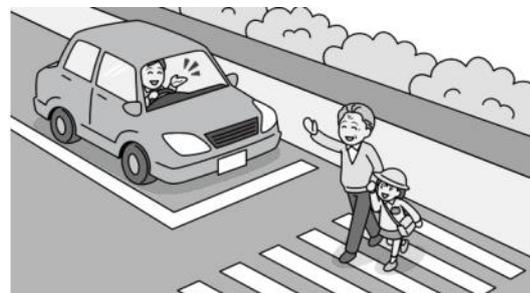
★止まって！横断歩道キャンペーン 令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

運動の重点 ●横断歩行者の安全確保

★横断歩行者の安全の確保

令和6年中、県内では24人の歩行者が交通事故で亡くなり、そのうち5人は横断歩道横断中でした。

ドライバーは、歩行中・自転車乗車中の子どもや高齢者を見かけたら、急な飛び出しなどの不意な行動に備え、減速や一時停止をするなど歩行者の安全確保に努めましょう。



○横断歩道横断中の交通事故死傷者数(令和6年中)

区分	総数	子ども	高校生	高齢者	その他
死者数（人）	5	0	0	4	1
負傷者数（人）	208	26	6	64	112

○横断歩道の標識や標示

歩行者が安全に道路を横断するためのきまりとして、標識や標示が定められています。



運転中は路面標示に注目！

路面のひし形の「ダイヤモンド」は、その先に横断歩道があることを意味します。

ドライバーは、路面にダイヤのマークを見つけたら、歩行者がいないかしっかり確認するとともに、横断者や横断しようとしている歩行者がいる時は、必ず横断歩道の前で一時停止しましょう。（周囲の道路状況により、設置されない場合もあります）

ダイヤモンドがあったら…

前方に横断歩道アリ！横断者などを見つけたら必ず一時停止を！



★横断歩道での歩行者優先

信号機のない横断歩道において、歩行者が渡ろうとしている場面で一時停止した車は全国平均53.0%に対し、新潟県では49.0%にとどまっています。（令和6年 一般社団法人日本自動車連盟調査）

横断歩道で歩行者を優先しなければならないことは、道路交通法第38条（横断歩道等における歩行者等の優先）で規定されているドライバーの義務です！

横断歩道に 近づいたら

- 横断する人や自転車がいないことが明らかな場合のほかは手前で停止できるよう減速。
- 横断中、または横断しようとしている歩行者などがいるときは、一時停止して道を譲る。
- 横断歩道の手前から30メートル以内の場所では追い越し禁止。

横断歩行者等妨害等違反の罰則関係

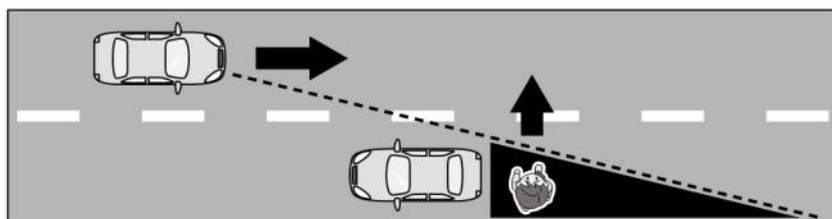
罰 則	3月以下の懲役 又は 5万円以下の罰金	反則金	大型車:12,000円 普通車:9,000円 二輪車: 7,000円 原 付:6,000円
違反点	2点(横断歩行者等妨害)		

★道路横断時の安全確認の徹底

- ①道路を横断する際は、確認する方向に体をしっかり向けるとともに遠くまで見るなど安全を十分に確認して、横断歩道がある場所では必ず横断歩道を渡りましょう。
- ②車は歩行者に気付いていない可能性もありますので、歩行者は、横断をはじめの前に車が来ていないかなどについて確認するとともに、横断中も左右を確認しましょう。
- ③道路を横断するときは、周囲の運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を開始しましょう。
- ④外出する時は、白色などの明るい服装を心掛け、夜光反射材などを積極的に活用し、ドライバーに自らの存在を早めに知らせましょう。

道路横断時には対向車の死角にも注意！

車両の直前・直後の横断はとても危険です！



車が通過した直後の横断は危険です。
▲の部分には死角で、対向車からは見えていないかもしれません！

★自転車ヘルメット着用促進キャンペーン

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

★自転車ヘルメットを着用しましょう

警察庁が都道府県ごとに自転車利用時のヘルメット着用率を調べたところ、最も高い県で約70%近くに達した一方、新潟県は8.0%でした。（令和6年 警察庁調査）

※自転車の安全利用やヘルメット着用促進についてp9～10に詳しく記載してあります。

広報文例

横断歩道は歩行者が最優先です。ドライバーは、横断歩道の手前では減速するなど、横断しようとしている歩行者に備え、横断者がいる時は必ず一時停止しましょう。

また、自転車を利用する全ての人のヘルメット着用が努力義務となっています。命を守るため、自転車利用時はヘルメットを着用しましょう。



4月のキャンペーン

●こどもの交通事故防止

春は、新入園、新入学のこどもたちが元気よく外で遊ぶ姿を見かける季節です。

遊びに夢中になるこどもたちにとって、最も身近な危険は交通事故であり、交通事故からこどもたちを守るのは、お父さん、お母さんをはじめとする大人の責任です。

こどもを交通事故から守るためには、家庭での交通安全教育が重要です。

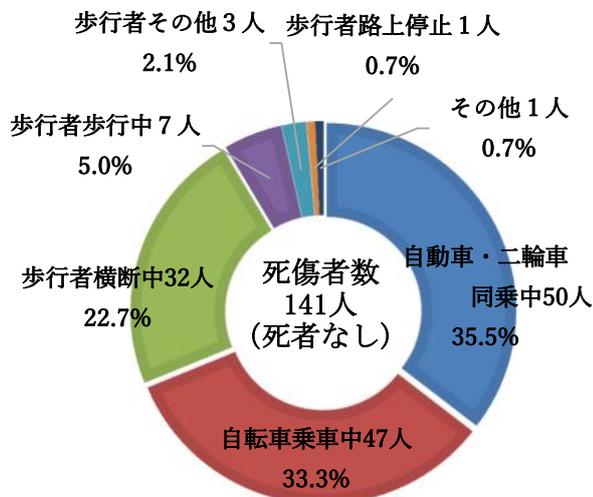
令和6年中に交通事故で死亡したこどもは0人（前年比-1人）で、怪我をしたこどもは141人（前年比-11人）でした。

家族で交通安全について話し合い、しっかりと交通ルールを教えましょう。

また、自動車に乗車させる際は、全ての座席でシートベルトを着用させ、6歳未満のこどもにはチャイルドシートを正しく使用しましょう。

※こども事故：中学生以下のこどもが関係した事故（同乗者を含む）で、この事故から生じた死傷者数を計上
※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため合計しても100とはならない

こども事故状態別の死傷者数（令和6年中）



★春の全国交通安全運動 4月6日(日)～4月15日(火)までの10日

運動の重点

- こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

★交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(木)

★止まって！横断歩道キャンペーン 重点期間 4月6日(日)～4月15日(火)までの10日間

○こどもの交通事故の特徴

こどもの交通事故は減少傾向ですが、「四輪車同乗中」や「自転車乗車中」、「歩行者横断中」の負傷者割合が高くなっています。

また、自宅近くの道路や交差点付近での事故が多く発生しています。

○保護者の皆さんへ

「まず保護者が模範を示しましょう！」

こどもは大人のまねをします。保護者自身が交通ルールを守って、こどもの模範となるよう努めましょう。歩行者の交通ルールは、p22に詳しく記載しています。

「通学路を一緒に点検しましょう！」

こどもと一緒に通学路等を歩いて、危険な場所などをこどもの目線で確認し、安全な通行方法を一緒に考えてあげましょう。

「なぜ？飛び出しや車の直前直後の横断が危険であるか、理解させましょう！」

道路を横断する際は、必ず一旦停止し、左右の安全を確かめることが習慣となるようにしましょう。

また、駐車や停車している車の直前直後の横断は、他の車から見えにくく、ドライバーからも見落とされやすいことを理解させましょう。

「安全な横断方法を一緒にやってみましょう！」

信号の色の意味や利用方法を教えるとともに、たとえ青信号であっても、左右の安全確認や近づいてくる車がないことを確認させましょう。周囲の車には、「渡るよサイン」で横断する意思を示し、車が止まってから横断するよう、指導しましょう。



○保護責任者の義務（道路交通法第14条第3項）

幼児・児童は、思慮判断に乏しく、交通事故の被害に遭いやすいことから、幼児等の保護責任者は、交通の頻繁な道路や踏切付近で幼児等を遊ばせたり、保護責任者等が付き添わないでひとり歩きさせてはならないことが、道路交通法で定められています。

また、幼児等の保護責任者とは、通常幼児の両親ですが、これに代わる扶養者、幼稚園や保育園の園長、保育士、小学校の教員等も含まれます。

○こどもの特性

- ひとつのものに注意が向くと、周りのものが目に入らない
- 衝動的に行動をおこす
- あいまいな言葉は理解できない
- 物陰で遊ぶ
- 大人のまねをする

などが挙げられます。

子どもに対する交通安全指導は、単に「危ない」、「注意なさい」といった抽象的な言葉だけでなく、「何が」・「どうして危険なのか」を考えさせ、具体的に説明してあげましょう。



○子どもを交通事故から守るために

☆ドライバーの皆さんへ

●生活道路では特に注意が必要です

子どもの事故の多くは、自宅付近の道路で発生しています。

交通量の少ない住宅街などの生活道路では、子どもの早期発見に努めましょう。

●子どもを見かけたら反対側の確認も重要です

子どもを発見した時は、飛び出しを警戒するとともに、反対側からの別の子どもの飛び出しにも十分注意しましょう。

●右左折時は側方の安全確認も必要です

特に、信号機のある交差点では、目の前の横断歩道だけでなく、その周囲にも注意を向け、子どもの横断に十分注意しましょう。

●駐車車両等の陰にも注意が必要です

駐車車両や電柱等の陰に小さな子どもの姿は隠れてしまいます。物陰からの急な子どもの飛び出しに注意しましょう。

●横断歩道周辺では、確実に減速しましょう

横断歩道の周辺では、斜め横断や飛び出しに注意しましょう。

また、手を挙げればどこでも横断できると思っている小さな子どもも少なくありません。横断歩道近くでは確実に減速して、急な横断に対処できるようにしましょう。

『ドライバーの皆さんは、子どもを見かけたら、減速して動静を注意して見てあげるとともに、思いやりを持った運転で子どもを交通事故から守りましょう』

広報文例

4月は、新入学児童等の子どもたちが、元気に幼稚園や保育園、小・中学校に通う姿が多く見られるようになります。

横断歩道等の付近で子どもたちが手を挙げている姿を見つけたら、車を停止させ、横断し終わるまで待つなど、思いやりのある運転を心がけましょう。



5月のキャンペーン

●自転車の安全な利用

★自転車ヘルメット着用促進キャンペーン 令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

★自転車の安全な利用

自転車はこどもから大人まで手軽に利用できますが、運転免許制度がないため、交通安全教育を受ける機会が少なく、一時停止や夜間等における前照灯の点灯、右左折方法等、自転車の車両としてのルール・マナーがあることが周知されていません。

「自転車安全利用五則」を活用し、交通ルールを守り、安全に配慮したマナーを実践して交通事故を防止しましょう。

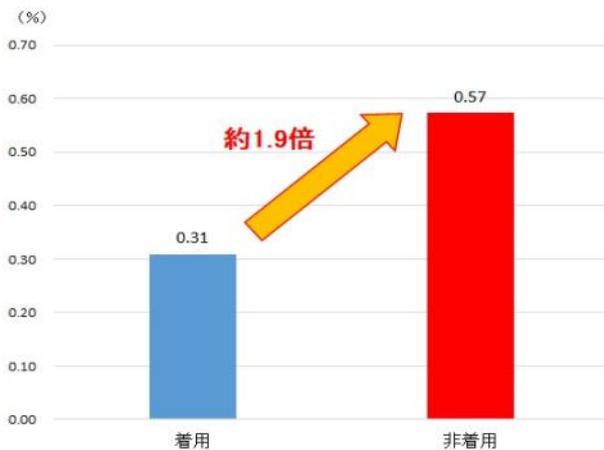
自転車利用者はヘルメット着用を！

令和5年4月1日施行の改正道路交通法により、「自転車を運転する全ての人はヘルメットを着用すること」、「自転車の運転者は同乗する人にもヘルメットを着用させること」が努力義務となりました。

自転車利用中の交通事故で亡くなられた方の約5割は頭部に致命傷を負っており、交通事故に遭った際、ヘルメット非着用の場合は着用時と比較して死亡率が約1.9倍となります。（令和元年から令和5年の全国統計。）自らの安全を守るために、自転車を運転する際はヘルメットを着用しましょう。

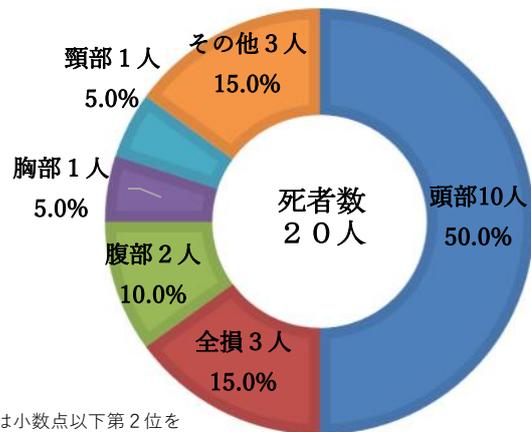
自転車乗車中のヘルメット着用状況別の致死率

（令和元年～令和5年合計）



自転車乗車中死者の人身損傷主部位別

（致命傷の部位）（令和4年～令和6年合計）



※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため合計しても必ずしも100とはならない

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と
一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

自転車が歩道を通行できる場合

1. 歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識等があるとき。
 2. 13歳未満の児童、幼児や、70歳以上の高齢者、身体が不自由な人が自転車を運転しているとき。
 3. 道路工事や連続した駐車車両などのために、車道の左側部分を通行することが困難な場所を通行する場合や、著しく自動車の通行量が多く、かつ、車道の幅が狭いなどのために、追越しをしようとする自動車などの接触事故の危険性がある場合など、普通自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるとき。
- 自転車道があるところでは、道路工事などやむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければなりません。

さらに 自転車を利用するために



●自転車の交通事故に対応した保険等に加入しましょう。

新潟県では「新潟県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されています。

全国的には、交通事故で自転車の運転者が加害者となり、数千万円という高額な賠償責任を負った例があります。

保険等に加入し、万が一に備えましょう。

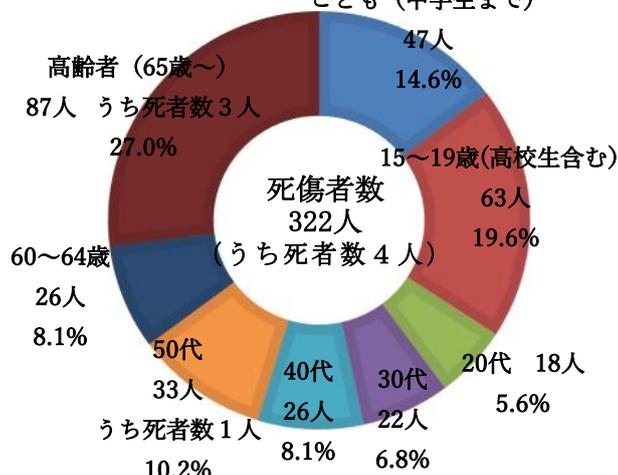
●自転車の点検整備の実施

自転車には車検がありませんが、適切な時期に点検・整備が必要です。運転の前にはブレーキは効くか、ハンドルや車体に異常がないか点検してください。

定期的に自転車店で点検・整備を受けて安全な状態で自転車を利用しましょう。

○令和6年中自転車事故年代別死傷者数

(同乗者を除く) (子ども(中学生まで)



※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため合計しても必ずしも100とはならない

○自転車事故の年別推移

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
発生件数(件)	426	360	373	347	331
死者数(人)	3	6	11	5	4
負傷者数(人)	419	352	356	333	318

(※自転車事故とは、自転車を利用中の者が関係した事故で、この事故から生じた自転車乗用中(同乗中を除く)の死傷者数を計上)

令和6年中に発生した自転車乗用中の交通事故死者は、
全交通事故死者の7.3%を占め、前年比で1.8ポイント減少しました。

★自転車安全月間 5月1日(木)から5月31日(土)までの1か月間

広報文例

自転車は被害者にも加害者にもなり得る車両です。

安全に利用するためには、交通ルールを守ることが大切です。また、万が一、加害者となる場合に備え、自転車保険等に加入しましょう。



★雨の日の交通事故防止 ～梅雨時期を迎えます。雨の日は、晴れの日以上に注意が必要です～

○雨の日の運転における注意点

①スリップに注意しましょう

雨の日の濡れた路面はスリップしやすいので、急加速を伴う追い越しや車線変更をしないようにし、車間距離を長めにとって運転しましょう。

また、雨の降り始めは、舗装道路の表面のほこりがオイル状になって、スリップしやすくなります。

②発見の遅れによる事故に注意しましょう

雨の日は湿度が高く、車のガラスが曇りやすくなります。

また、水しぶきや窓ガラスに付いた水滴などで、視界は晴れた日に比べ悪くなります。

そのため、運転に必要な周囲の状況の把握が困難となり、前の車や歩行者の発見が遅れるなど、事故の原因となる場合があります。きれいな乾いた布を常備し、定期的に拭き取りを行うとともに、エアコンを効果的に活用し、運転に必要な視界を確保しましょう。

また、ガラスに付着した油膜も雨の日は大敵です。定期的に除去しましょう。



○その他の注意点

①歩行者や自転車利用者の急な動きに注意

雨が降り出した時、一番慌てるのは、歩行者や自転車利用者です。

車の中にいれば、雨に濡れる心配もありませんが、傘を持っていない歩行者や自転車利用者は、濡れるのを避けるため、思いもよらない行動に出ることがあります。

雨が降り出した時は、歩行者や自転車利用者の行動にも十分注意しましょう。

②タイヤなど車両の点検を忘れずに

タイヤの溝が浅くなると、停止距離が一層長くなるだけでなく、濡れた路面で滑りやすくなり、空気圧不足と同様にハイドロプレーニング現象を起こす原因になります。

走行時の安全を確保するために、必ず日常点検・整備を行きましょう。

また、ワイパーやエアコンの作動状態についても、車両点検時に確認しましょう。

③運転席からの視界不良に注意

雨の日は、特に視界が悪くなります。ワイパーの届かない範囲やドアミラーに雨が付着し、視界を大きく妨げます。より慎重な運転をしましょう。



★交差点の交通事故防止

令和6年中県内では、全交通事故（2,671件）の57.3%にあたる1,531件の交通事故が交差点で発生しています。

交差点事故の多くは、一時停止や安全確認などの基本的な交通ルールが守られなかったことが要因です。交差点では、確実な一時停止と左右の安全確認を行きましょう。

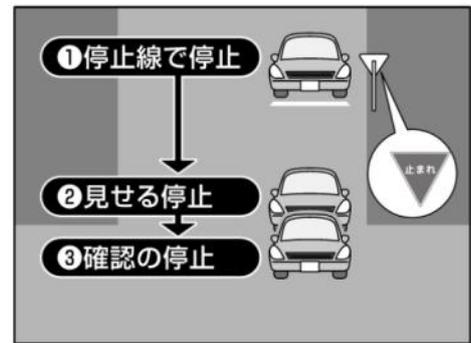
○交差点ひとくちアドバイス

●一時停止交差点では

一時停止標識のある交差点で、左右を見通せる位置まで一気に進んでから停止していませんか？このような止まり方は誤りで、他の自動車はもちろん、歩行者や自転車と衝突ということになりかねません。

特に見通しの悪い交差点では、3段階の停止が重要です。

- ①停止線の直前で一時停止し、周囲の安全を確認する
- ②安全を確認しながら少し進んで自車の頭を出し、再停止する。（自車を見せる停止）
- ③左右の確認ができる位置まで進み、もう一時停止し、安全確認する。



●交差点は最も交通事故の多い危険な場所として認識しましょう

交差点は、文字通り人や車が交差するため、最も一番事故が起こりやすい場所です。

対向車があるにも関わらず、手前から早く曲がろうとする車も時々見かけられます。

道路交通法では、「交差点では、他の車両や道路を横断する歩行者に特に注意し、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない」と定められています。

交差点では優先意識をなくし、ゆずりあいの気持ちと歩行者の保護を優先して安全運転に努めましょう。

サポカー/サポカーSで交通事故防止

ブレーキとアクセルを踏み間違えることは誰にでも起こりうるものであり、重大事故も発生しています。

サポカーやサポカーSは、先進安全技術でドライバーの安全運転を支援するので、運転に不安を感じている方や高齢運転者の方にはぜひ利用していただきたい車です。

- サポカーとは、衝突被害軽減ブレーキを搭載した、全てのドライバーに推奨する自動車です。
- サポカーSとは、衝突被害軽減ブレーキに加え、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等を搭載した、特に高齢者に推奨する自動車です。
- 衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置以外にも、運転者の安全運転を支援する様々な先進安全技術※があります。

※サポカー/サポカーSに搭載されている先進技術は、交通事故の防止や被害の軽減に役立ちますが、条件によっては装置が作動しない場合もあります。装置の機能を過信せず、安全運転を心掛けることが大切です。

広報文例

・雨の日は視界が悪くなるとともに、路面が滑りやすくなります。ドライバーは、適切な車間距離を保ち、交通事故を防ぎましょう

・交差点での事故が多く発生しています。一時停止のある交差点や見通しの悪い場所では必ず止まり、左右の安全を確認してから通行しましょう。



7月のキャンペーン

●悪質・危険違反の追放 ●わき見運転等の防止

●運転中の携帯電話使用等の禁止

★悪質・危険違反の追放

○飲酒、居眠り、無謀運転に注意

夏場は、開放感やレジャー等で開放的な気分となり、飲酒運転や速度違反等の悪質・危険違反を要因とした交通事故の発生が懸念されます。

●飲酒運転の追放

夏場は、バーベキュー等屋外でお酒を飲む機会が増えます。

「飲んだら乗らない、乗るなら飲まない、運転する人には飲ませない」を徹底し、飲酒運転を根絶しましょう。

●居眠り運転の追放

夏場は、体力的な疲労が蓄積されやすく、居眠り運転を原因とする交通事故が発生しやすい環境になります。

無理をせず、こまめに休憩を取り、眠気を感じたら、パーキング等で休憩をとり、居眠り運転を未然に防ぎましょう。

●無謀運転の追放

スピードの出し過ぎや無理な追い越しは、重大事故に直結し、ゆとりのある計画で、あわてることなく安全運転を心がけましょう。



○危険！ あおり運転等はやめましょう

●妨害運転（いわゆる「あおり運転」）は、重大な交通事故につながる悪質・危険な行為であり、道路交通法違反に該当します。

●妨害運転によるトラブルに巻き込まれないためにも、車を運転する際は、周りの車の動きなどに注意し、思いやり・ゆずり合いの気持ちを持った運転を心掛けましょう。

〈ドライブレコーダーを活用しましょう〉

●ドライブレコーダーとは、映像や音声などを記録する車載型の映像記録装置のことです。

●ドライブレコーダーの装着効果

・交通事故の未然防止…運転時の映像が記録されるという緊張感が生まれ、安全運転に対する意識が向上します。

・交通事故の事実関係の客観的把握…事故の前後の映像により、事故当時車両や歩行者などの進行方向や信号の作動状況などが客観的に把握できます。

・悪質、危険な運転の抑止…運転行為が記録されることから、「あおり運転」（妨害運転）などの悪質、危険な運転の抑止に有効です。

★わき見運転等の防止

「わき見」と一口に言っても、人によって、場面によって、いろいろな原因があります。運転中にカーナビゲーションに気をとられたり、景色に目を奪われていたり、考えごとをしたりなど様々です。

しかし、わずか数秒のわき見により、車は数十メートル先へ進んでいます。

例えば、時速50キロで走行する車は1秒間に約14メートル進みます。

2秒間のわき見では約28メートル、危険に気づいて急ブレーキを掛けても、停止するまでさらに約25メートル必要です。

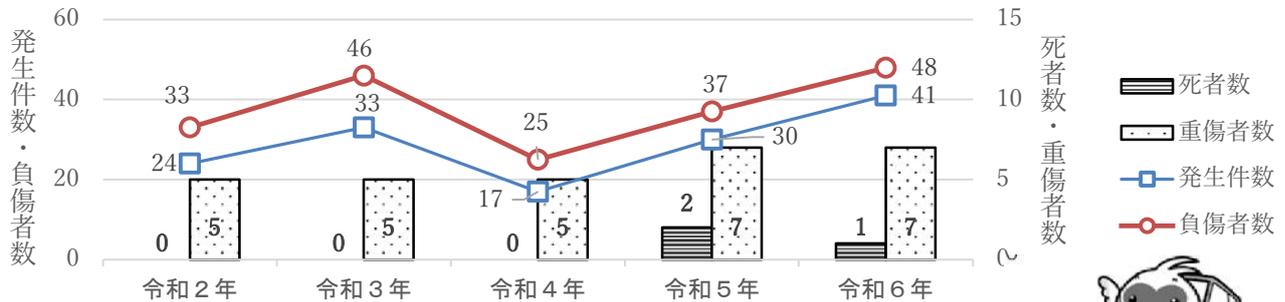
したがって、わずか2秒間のわき見でも53メートル先の歩行者をはねてしまう計算になります。

令和6年中の交通事故による死者数55人のうち、第一当事者の「前方不注意」「安全不確認」による事故の死者は23人で、全死者の41.8%でした。運転中は集中し、前方や周囲の確認を怠らないようにしましょう。

★運転中の携帯電話使用等の禁止

令和6年中の携帯電話使用等に起因する交通事故は、前年に比べ、死者数は減少しましたが、発生件数・負傷者数は前年より増加しました。

携帯電話はとても便利な道具ですが、場面や場所を考え、特に運転中は絶対使用しないようにしましょう。



●携帯電話使用等の禁止

- ・6月以下の懲役または10万円以下の罰金（1年以下の懲役または30万円以下の罰金）
- ・違反点3点（6点）
- ・反則金1万2千円～2万5千円（なし《即、罰則適用》）
- ＊（ ）内は、携帯電話の使用により交通事故を起こすなど交通の危険を生じさせた場合
- ＊反則金の金額は車両種別によって異なります。



※車を運転するときは、携帯電話の電源を切るか、ドライブモード等を活用しましょう。

●ながら運転の厳罰化

スマートフォンや携帯電話は、今や私たちの生活に欠かせないことのできない大変便利なアイテムですが、その一方で、運転中のいわゆる「ながら運転」による重大事故が後を絶たず、大きな社会問題となっています。

交通事故を起こすなど、交通の危険を生じさせた場合	罰則：1年以下の懲役又は30万円以下の罰金 点数：6点 反則金：なし（即、罰則適用）
上記以外の場合（通話や画像注視）でも…	罰則：6月以下の懲役又は10万円以下の罰金 点数：3点 反則金：大型車2万5千円・普通車1万8千円 二輪車1万5千円・原付1万2千円

道路交通法一部改正（令和5年7月1日施行）

一部の電動キックボード等が該当する「特定小型原動機付自転車」（以下「特定小型原付」）が道路交通法の車両区分に追加されました。特定小型原付に該当する車両は、16歳以上であれば運転免許がなくても運転でき、条件によっては歩道も通行することができる便利な乗り物ですが、特定小型原付に該当しない車両は、出力によって原動機付自転車や自動二輪車に区分され、それぞれの車両に合わせた運転免許が必要となります。特定小型原付を運転する際には、運転しようとする車両が、区分にあっているかよく確認し、ヘルメットを着用して安全に利用しましょう。

★県民交通安全フェア 7月25日（金）開催（新潟テルサ）

第1部 県知事表彰等表彰式

第2部 アトラクション等

★夏の交通事故防止運動 7月22日（火）～7月31日（木）までの10日間

★止まって！横断歩道キャンペーン 重点期間 7月22日（火）～7月31日（木）までの10日間

広報文例

- ・夏は海や山など屋外でお酒を飲む機会が増えます。飲んだら運転しない、運転するなら飲まない、飲んだ人には運転させないを徹底し、飲酒運転を根絶しましょう。
- また、旅行や帰省で長時間運転する時は、早めの休憩を心掛け、居眠り運転を防ぎましょう。
- ・運転中の携帯電話の使用は違反です。運転中はドライブモード等を活用し、安全運転を心がけましょう。



8月のキャンペーン

●夏休み期間中の交通事故防止

●安全速度の励行 ●二輪車の交通事故防止

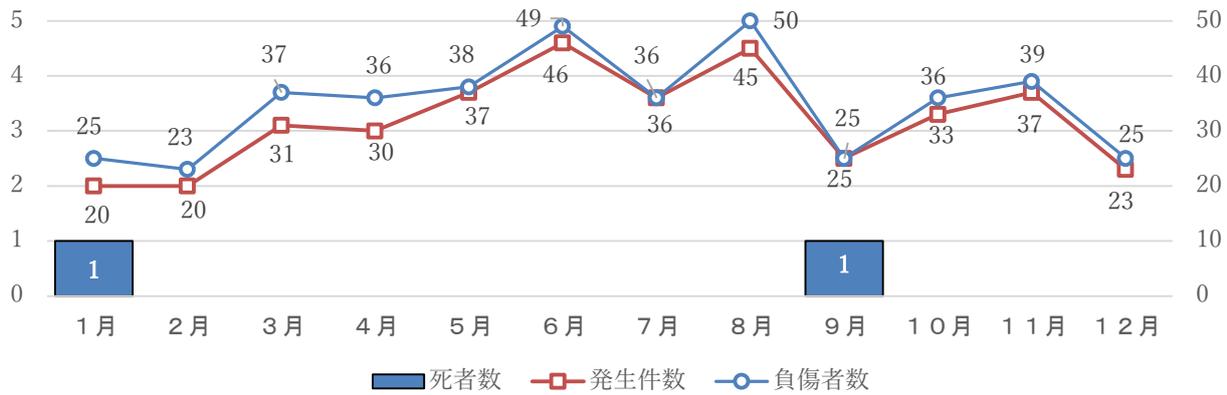
★夏休み期間中の交通事故防止

夏場は、夏休みや帰省などもあり、子どもたちや若者の開放感から起こる事故や、夏のレジャーによる疲労運転等から起こる事故が懸念されます。

夏休みやお盆休みになると、車で出かける機会が増え、交通量も多くなりますが、同時に、平日の昼間など普段は見かけない時間帯に子どもたちが出歩く機会が多くなり、子どもの事故が増える時期でもあります。

運転する時は、公園のそばなど、子どもの急な飛び出しが予想される場所では、十分に気を付けましょう。

子ども事故の月別発生状況（令和4年から令和6年）



★安全速度の励行

県内の交通死亡事故の特徴は、事故が発生した場合に死亡する危険性が高い、いわゆる致死率が高いことがあげられます。致死率とは、交通事故による死傷者千人あたりの死者数を表しており、令和6年中の全国の致死率は7.7%であるのに対し、新潟県は17.7%と、死亡事故になる確率が非常に高いという状況です。

その原因の一つとして、事故直前の車両の走行速度が高いことがあげられます。速度規制を遵守することはもちろんですが、夜間や住宅地などを走行するときは、制限速度に限らず、心にゆとりを持って、スピードを控えた運転を心がけましょう。

○安全速度とは、制限速度？

安全速度と制限速度は同じではありません。安全速度とは、道路の状況、天候や視界など客観的に判断される条件を考慮し、事故防止上の観点から、運転上取りうる限りの安全な速度のことをいいます。

したがって、同じ速度でも、その場の状況によっては安全速度となる場合もあれば、危険な速度である場合もあります。

交通状況をしっかり判断して、予測される危険だけでなく、隠れている危険が現れても、交通事故を回避することが可能な速度にコントロールし、安全速度を保つことが重要です。

○危険認知速度と致死率

致死率は、時速60kmを超えると大きく上昇しており、時速61km～70kmの場合は、時速21km～30kmの場合に比べ5倍以上となっている。

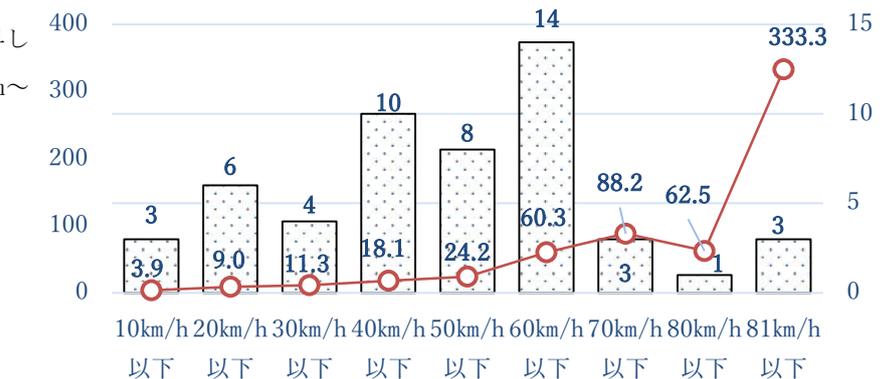
※致死率

死傷者千人あたりの死者数

※危険認知速度

ここでは、一般道において交通事故の第1当事者が、危険を感じてブレーキ操作等を行う直前の走行速度をさします。

危険認知速度別発生状況と致死率（令和6年中）



※高速自動車道及び自動車専用道での事故を除く 第1当事者が停止中及び調査不能の事故を除く

★二輪車の交通事故防止

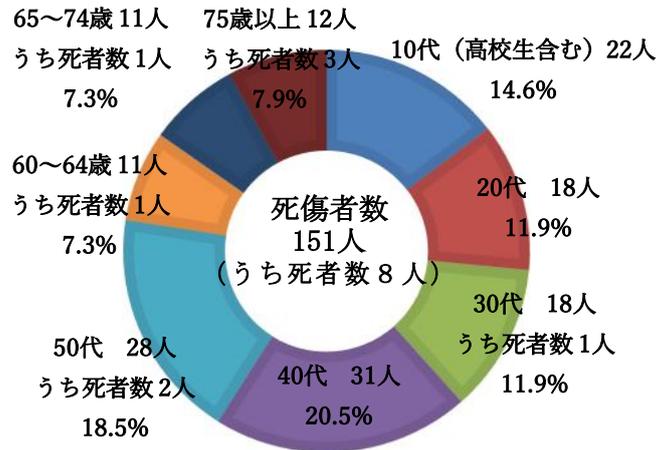
二輪車は、若者から高齢者まで幅広く利用され、小回りが効き、維持費が安いことなど、四輪車に比べて手軽なところがたくさんあり、便利な乗り物です。

しかし、雨や雪などの悪天候に弱く、また万一の交通事故の際、「転倒、死傷する可能性が高い」などの問題もあります。

二輪車の特性を十分理解して安全運転に努めましょう。

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため合計しても必ずしも100とはならない。

二輪車の年代別死傷者数（令和6年中）



○二輪車事故の年代別死傷者数（令和6年中）

区分	10代 (高校生含む)	20代	30代	40代	50代	60歳 ～64歳	高齢者		合計
						65歳～74歳	75歳以上		
死者数（人）	0	0	1	0	2	1	1	3	8
負傷者数（人）	22	18	17	31	26	10	10	9	143

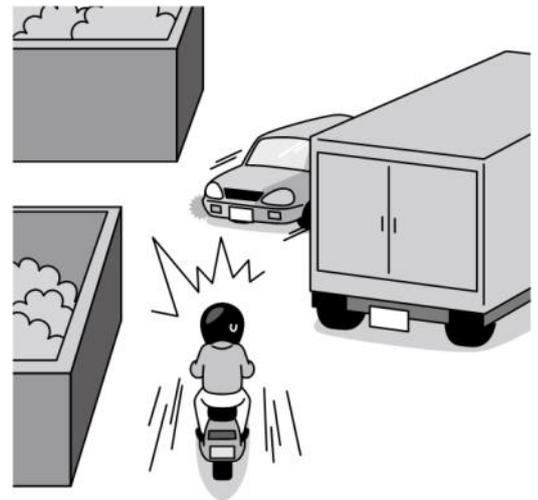
※二輪車事故：二輪車（原付を含む）を運転中に第1・第2当事者となった事故で、この事故から生じた二輪車運転中の死傷者数を計上

○見落とされやすい二輪車の存在

二輪車は四輪車に比べ、車体が小さいため、存在そのものを見落とされやすいばかりか、四輪車側から見ると速度や距離を判断しづらいという特徴があります。

また車体が小さいため、四輪車の側方や後方における死角に入りやすく、四輪車のドライバーが気づかないことも多いのです。

これらのことを十分踏まえ、交通ルールを守ることはもちろんですが、「他のドライバーは自分に気づいていないかも知れない」と考え、なるべく四輪車の死角に入らないよう心がけ、特に交差点での右左折時は、他の車両の動きに注意しましょう。また、停止車両の側方のすり抜けや急な進路変更は慎みましょう。



○ヘルメットの正しい着用

ヘルメットは、車のシートベルトと同じように、運転者の命を守る大切な装備です。

顎ひもを確実に締めた正しい着用でこそ、効果を発揮します。



フルフェイス型
頭部全体を覆う1番安全なヘルメット



ジェット型
フルフェイス型の顎の部分がないもの



半キャップ型
頭部の上部分だけを覆うもの
排気量125CC以下用が大半

広報文例

二輪車は風をきる爽快感があり、スピードの出し過ぎにつながることがあります。

スピードの出し過ぎは重大事故に直結します。制限速度を守り、状況に応じて減速するなど、ゆとりを持った安全な運転を心がけましょう。

また、二輪車は車と違い、交通事故の衝撃を受けやすく、重大な事故につながることになります。運転者は、二輪車の特性を理解して安全運転を心がけましょう。



★ライトの早めの点灯

夕暮れ時や天候が悪い時は、交通事故が多発する傾向にあります。特に秋から冬にかけては、日ごとに日没が早まっていきます。ドライバーは、ライトを早めに点灯して、歩行者や自転車利用者を早く発見できるようにするとともに、自分の存在を周囲に知らせましょう。

○夕暮れ時はなぜ危険？

夕暮れ時の危険として、以下のことが挙げられます。

・薄明視

昼から夜に切り替わる夕暮れ時の視覚を「薄明視」といいます。この薄明視では、視力のいい人でも、周りの物の形や色が見えにくくなります。

・交通量の増大

仕事を終え、帰宅する車のほか、下校する子どもや生徒、買い物帰りの自転車乗用者など、交通量が増大します。

・急ぐあまりの安全確認不足

「早く帰宅して休みたい」など、急ぐ心理が普段より働き、安全確認がおろそかになりがちです。

・注意力の低下

仕事や授業などをやり終えた安堵感、一日の疲労感から注意力が散漫になります。



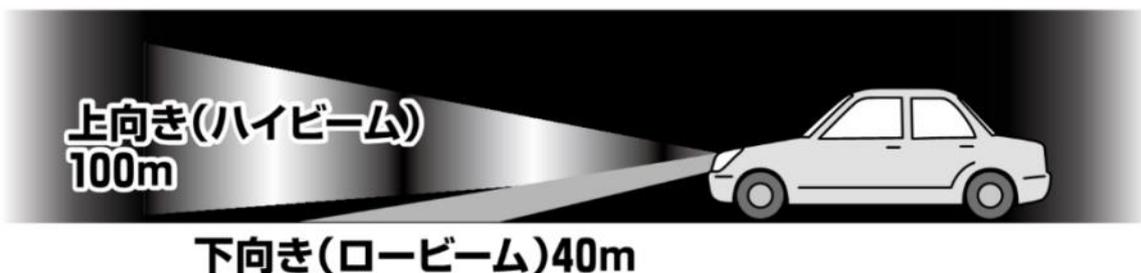
○ずっとライトを下向きで運転していませんか？

(上向きライトを効果的に活用して、歩行者の早期発見に努めましょう！)

道路交通法では、「夜間、他の車両等と行き違う場合、または他の車両等の直後を進行する場合において、他の車両等の交通を妨げるおそれがあるときは、前照灯の光度を減じ、また照射方向を下向き（すれ違い用前照灯＝ロービーム）にする等の操作をしなければならない」と定められています。

つまり、対向車等がないときは、走行用前照灯（ハイビーム）で運転するのが基本です。

ライトが上向きなら、下向きより視認性が高まり、歩行者等を早めに発見できるなど、交通事故の危険性も低くなります。ライトの上向き、下向きのこまめな切り替えにより、歩行者等の早期発見に努め、交通事故を防止しましょう。



○夜間の安全運転のポイント

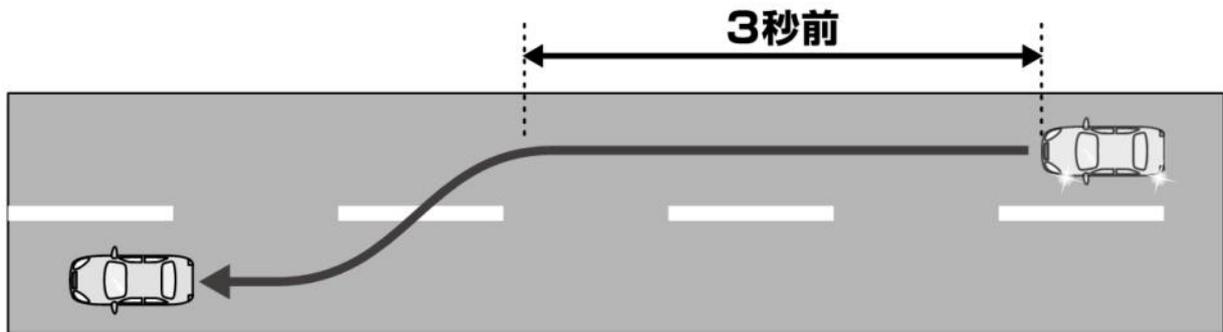
- ・暗い道で対向車や先行車がない場合は、ハイビームを活用
- ・交通量の多い市街地などや対向車や先行車がいる場合は、ロービームで走行（※）
- ※ 対向車が自転車の場合も確実にロービームに切り替えましょう。
- ・昼間より速度を落とした運転を励行

～夜間は速度を落とし、前照灯の上向き・下向きの切り替えをこまめに行いましょう。～

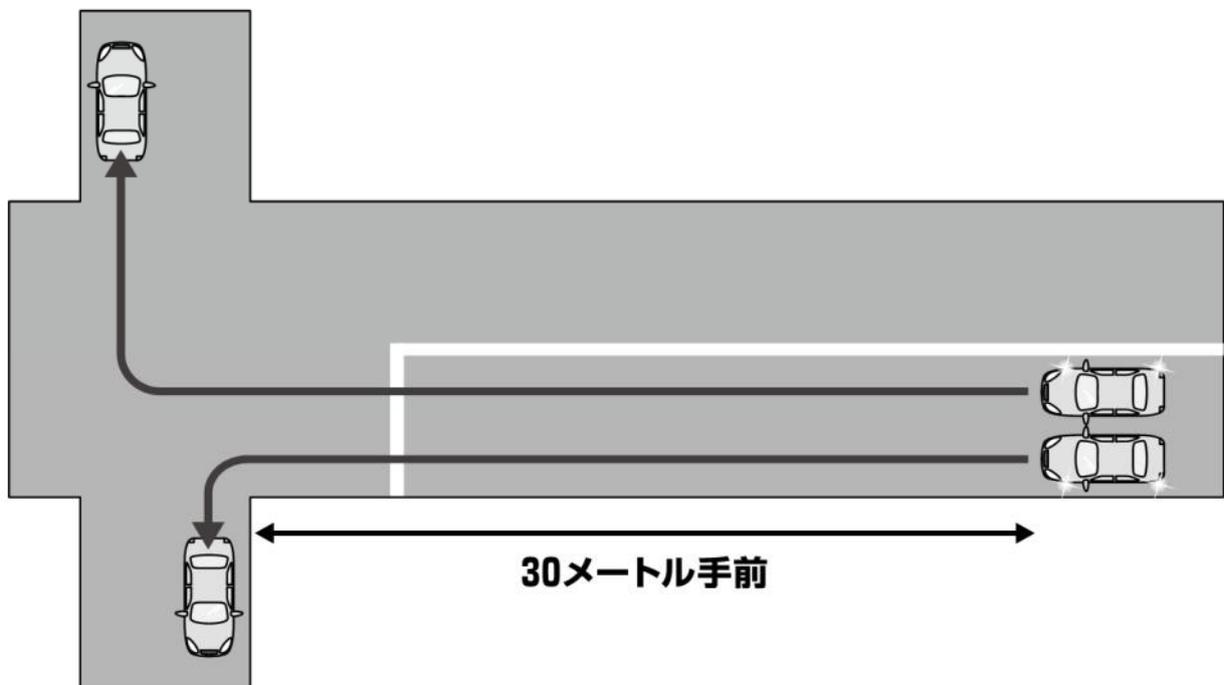
★正しい合図の励行

合図は、それぞれの行為により、次に定める時期に開始し、その行為が終わるまで継続しなければいけません。

- ① 同一方向に進行しながら進路を変えるときは、その行為をしようとするときの3秒前。



- ② 右折、左折の合図は、その行為をしようとする地点
または交差点の手前の側端から30メートル手前の地点に達したとき。



★秋の全国交通安全運動（予定）	9月21日（日）～9月30日（火）までの10日間
★交通事故死ゼロを目指す日	9月30日（火）
★安全運転・チャレンジ100実施	} 9月23日（火）～12月31日（水）までの100日間
★いきいきクラブ・チャレンジ100実施	

★止まって！横断歩道キャンペーン 重点期間 9月21日(日)～9月30日(火)までの10日間

広報文例

夕暮れが早まり、ドライバーも歩行者も互いに見えにくくなります。

この時期は、交通事故が多発する傾向にありますので注意が必要です。ドライバーは、早めにライトを点灯し十分な安全確認を心掛けましょう。歩行者は夜光反射材を活用し、周りから見えやすくなるようにしましょう。また、自転車乗用時も、ライトをつけましょう。

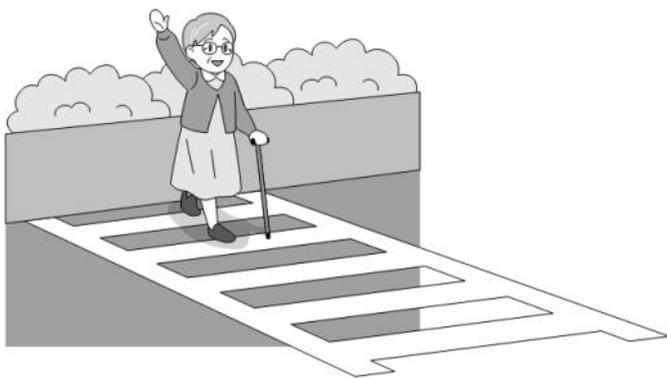


★高齢者の交通事故防止

新潟県の高齢者（65歳以上）人口は約71万2千人で、総人口の33.9%を占めています。（出展：「新潟県推計人口（令和6年9月15日現在）」）

また、交通事故死者数に占める高齢者の割合は、21年連続で過半数を占め、令和6年は70.9%となるなど、依然として高齢者の交通事故防止が大きな課題となっています。

年齢を重ねると若い頃に比べ、視野が狭くなります。道路を横断する際は、確認する方向に体をしっかり向けるとともに遠くまで見るなど安全を十分に確認して、横断歩道を渡りましょう。

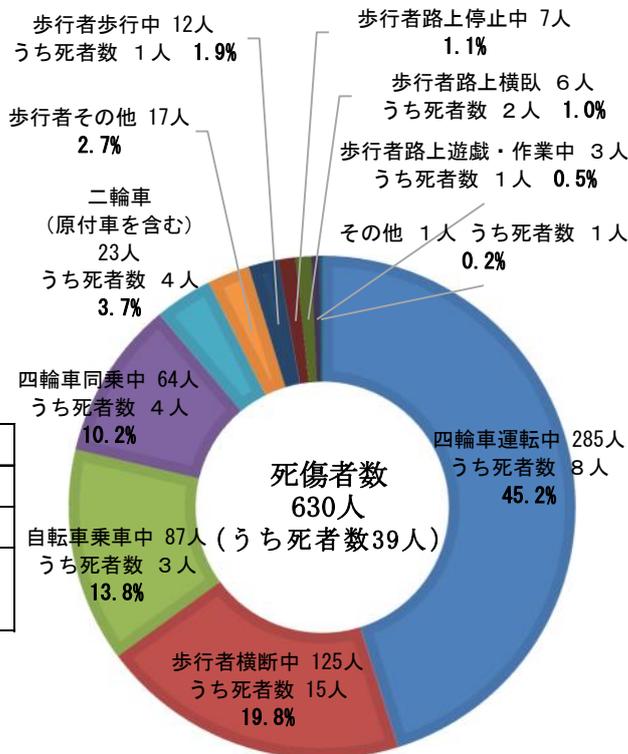


○高齢者事故発生状況（令和6年中）

区分	発生件数（件）	死者数（人）	負傷者数（人）
全事故	2,671	55	3,045
高齢者事故	1,172	39	591
全事故に占める割合（%）	43.9	70.9	19.4

※高齢者事故：65歳以上の者が関係した事故で、この事故から生じた高齢者の死傷者

○高齢者状態別死傷者数内訳（令和6年中）



※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため合計しても必ずしも100とはならない。

○高齢者が交通事故に遭わないためのポイント

★道路を横断するときは

- ・見通しのよい場所を横断する。
- ・車の通りが少なくても、左右の安全を十分確認する。
- ・近づく車が見えたら、無理に渡らず、通り過ぎるのを待つ。
- ・止まっている車の直前直後や通り過ぎた車のすぐ後ろは渡らない。
- ・渡りながらも左右の安全を確認する。

★自転車に乗るときは

- ・自転車も「車両」としての交通ルールを守って自転車を安全に利用する。（自転車は車道の左側を通行することが基本ですが、70歳以上の高齢者は歩道を通行できる場合があります。詳しくはp9をご覧ください。）
- ・万が一の交通事故に備え、自転車を利用する際はヘルメットを着用する。
- ・また、歩行者などに衝突し加害者となる場合に備えて自転車保険等に加入する。

★夜間外出するときは

- ・外出する時は、明るい服装と夜光反射材を身につけ、自分の存在を周囲に知らせる。
- ・自転車はライトをつけるのはもちろん、後部や側面にも夜光反射材をつける。

夕暮れ以降の外出時、黒っぽい服装は非常に危険です。明るい服装と夜光反射材を活用しましょう。

○高齢ドライバーの交通事故防止

●高齢運転者の皆さんは

- ・県内の高齢運転者事故の死者数は、全死者数の41.8%を占めており、全事故に占める割合は依然として高い状況にあります。

身体能力は年々変化していきます。ゆとりを持った運転を心掛けましょう。

- ・高齢ドライバーは、夜間の運転は控えるなど、**補償運転**※に努めましょう。

※補償運転とは、加齢に伴う運転技能の変化などによって生じる危険を避けるため、より安全性の高い方法（「夜間や雨の日の運転を控える」「スピードを出さない」など）により運転することです。

- ・被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置などの先進技術を搭載したセーフティ・サポートカー（略称：サポカー）は交通事故の防止や被害軽減に役立ちます。



●家庭では

- ・家族で話し合い、運転に不安を感じたときは、運転免許の自主返納を検討しましょう。
- ・運転免許センターでは加齢に伴う身体機能や、認知機能の変化などから運転に不安や危険を感じている高齢運転者及びその家族などからの相談を受け付けています。

事故を起こしてからでは取り返しがつきません。

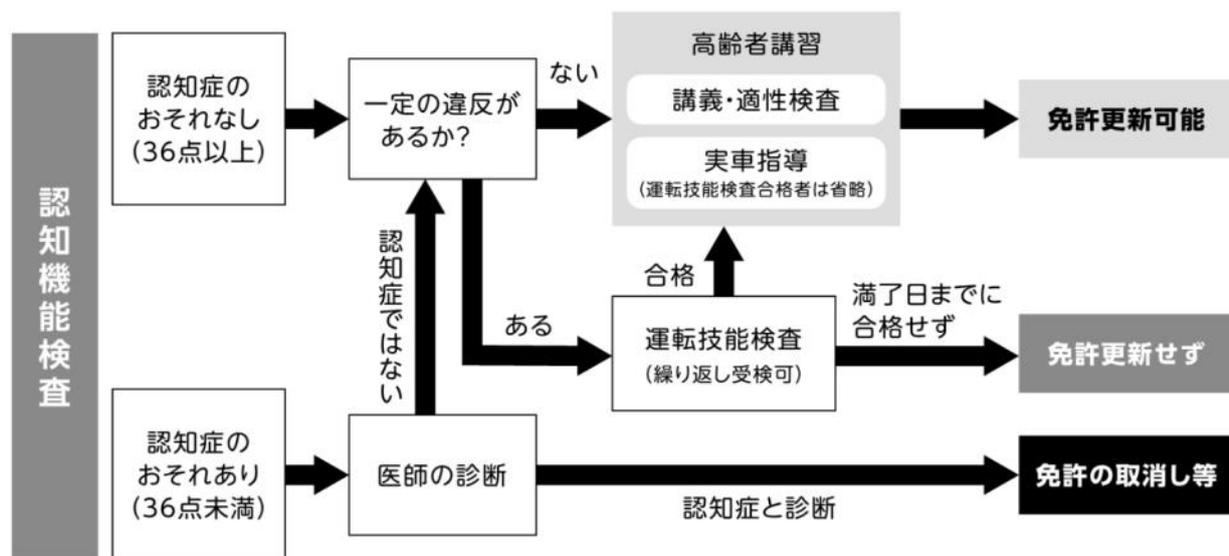
少しでも不安を感じたら安全運転相談ダイヤル ^{シャープハレバレ} # 8080 に相談しましょう。

○認知機能検査等の受検者に対する措置

75歳以上の普通自動車に対応する免許を保有している方が運転免許証を更新する際、過去3年間に一定の違反歴がある場合は、従来の認知機能検査に加え、実車による運転技能検査に合格しなければ運転免許証の更新ができなくなりました。

運転技能検査の受検期間は、運転免許証の有効期間が満了する日前6か月間で、不合格の場合は繰り返し受検可能です。

■75歳以上の方



★高齢者交通事故防止運動 10月1日（水）～10月31日（金）までの1か月間

広報文例

例年10月から年末に向けて、高齢者が当事者となる交通事故が多発する傾向にあります。ドライバーは、早めのライト点灯、歩行者は夜光反射材を活用し、交通事故を防ぎましょう。



★夜光反射材の活用

夜になると、歩行者からは車のライトは良く見えますが、ドライバーからは歩行者が見えにくく、発見が遅くなります。夜光反射材は、夜の道で車のライトの光を反射して、光ってドライバーに知らせるすぐれものです。

ドライバーに自分の姿を早めに見つけてもらうためにも夜光反射材を活用しましょう。

- ☆ 令和6年中の死者55人のうち、夜間事故の死者は19人（全死者の34.5%）。
- ☆ 令和6年中、歩行者の死者24人のうち、反射材を使用していた人は2人でした。



○夜光反射材の種類（この他にも色々な種類があります）



タスキ
(中央部分が光ります)



キーホルダー
(全体が光ります)



かさ
(かさの外側の
ふちが光ります)

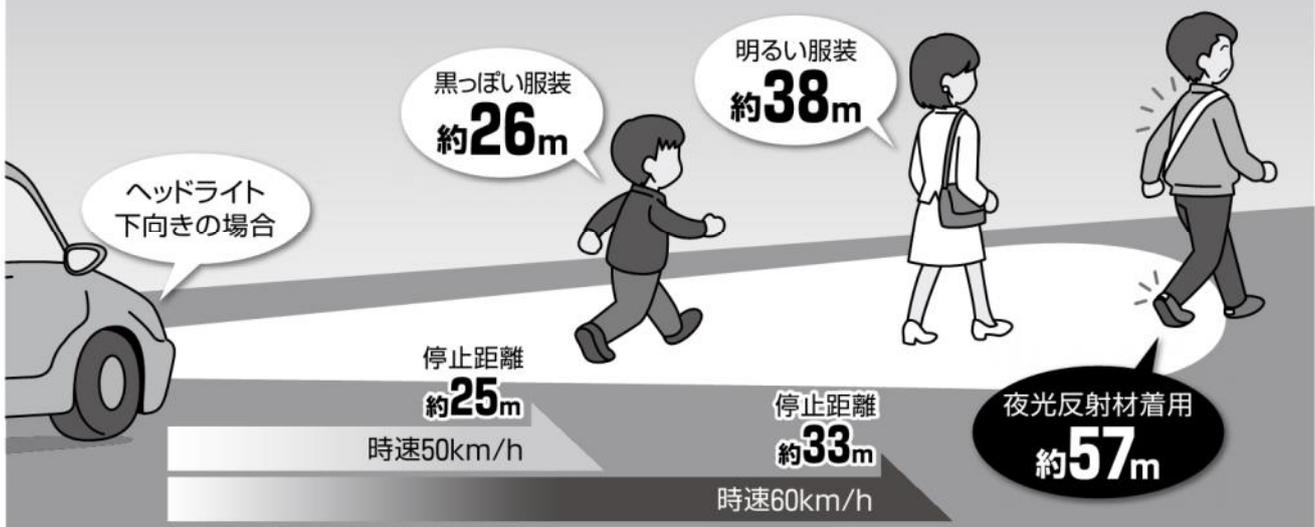


帽子
(帽子全体とマークが
光ります)



靴のシール
(かかと部分が
光ります)

夜光反射材は、光を反射して、あなたの存在をドライバーに教えてくれます。



※停止距離は、反応時間を0.75秒、摩擦係数を0.7で算出した場合

夜間、ライトを下向きにしている車のドライバーから歩行者が見える距離は、暗い色の服装で約26m、明るい色の服装で約38mとされています。時速60kmで走行している車のドライバーが歩行者を発見してから車を停止させるまでの距離（停止距離）は、乾いた路面の場合約33mかかるため、暗い色の服装の場合は、発見が遅れるとブレーキをかけても間に合いません。

夜光反射材を身につけていれば、ドライバーが遠くからでも歩行者を発見でき、事故の未然防止につながります。

★ ドライバーはライトの上向きと下向きをこまめに切り替え、歩行者・自転車利用者は夜光反射材を身につけ、お互いに交通事故を未然に防ぎましょう！

★歩行者の交通ルール

歩行者も道路を利用する際には守るべきルールがあります。

交通事故に遭わないためにも、基本的な交通ルールを守りましょう。

○右側通行（道路交通法10条第1項）

歩道や歩行者の通行に十分な幅員がある路側帯がない道路では、道路の右側端に寄って通行しなければなりません。

なお、歩道内では右側通行等の義務はありません。

（除外・・・道路の右側端を通行することが危険であるときなど）

○歩道通行（道路交通法10条第2項）

歩道等と車道の区分のある道路では、歩道等を通行しなければなりません。

（除外・・・車道を横断するとき、道路工事等のため歩道を通行することができないときなどやむを得ないとき）

○信号を守る（道路交通法7条）

歩行者用信号機がない場合は、自動車の信号機の表示または警察官等の手信号等に従います。

歩行者用信号機で青信号が点滅しているときは、横断を始めてはいけません。横断中に点滅が始まったら歩行者はすみやかに横断を終わるか、引き返さなければなりません。

○横断歩道を渡る（道路交通法12条第1項）

横断歩道がある道路では、横断歩道を渡りましょう。横断の際には必ず左右を確認しましょう。

○斜め横断の禁止（道路交通法12条第2項）

道路標識や標示によって斜め横断が可能なスクランブル交差点での横断を除いて、歩行者は斜めに道路を横断してはいけません。

○車の直前直後横断の禁止（道路交通法13条第1項）

歩行者は、横断歩道を横断するとき等を除いて、車両等の直前または直後で横断してはいけません。

車の通過直後や、停まっている車の脇からの道路横断は危険ですので、絶対にやめましょう。

○横断禁止場所について（道路交通法13条第2項）

歩行者は、道路標識によって横断が禁止されている道路を横断してはいけません。

「歩行者横断禁止」の標識



広報文例

歩行者が死傷した事故では、歩行者の「信号無視」「走行する車の直前・直後の横断」「付近に横断歩道があるのに、横断歩道ではない場所を横断する」等の違反が認められる場合があります。

ドライバーが歩行者を見落とす可能性もあります。道路を横断する際は、信号の有無に関わらず左右の確認を必ず行いましょう。



★飲酒運転の根絶

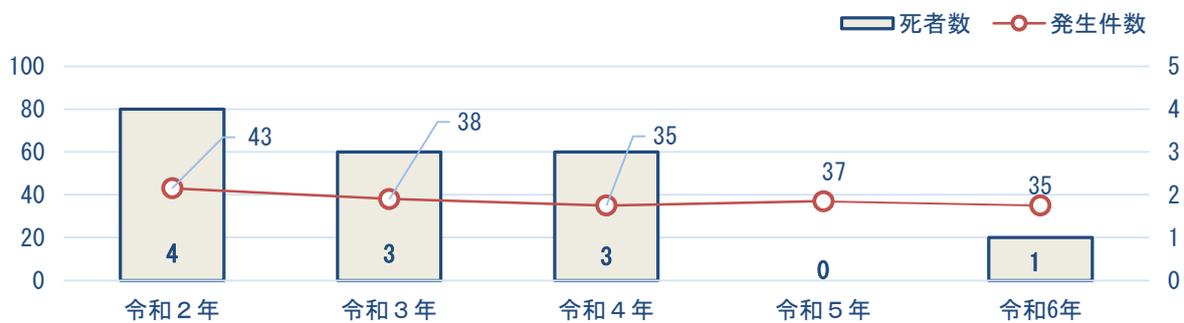
飲酒運転は、たとえわずかな飲酒量でもたいへん危険です。

例えば、個人差はありますが、「ブレーキを踏む反応時間が遅くなる」「注意力散漫になり、モノを見落としやすくなる」「動体視力が低下する」等、わずかな飲酒量でも身体に変化をもたらし、重大事故の引き金となります。

年末年始は、忘年会や新年会など、何かと飲酒の機会が多い時期ですが、家庭や職場、友人で「飲酒運転を絶対にしない、させない、許さない」を合い言葉に飲酒運転を根絶しましょう。



○飲酒事故の年別推移



○飲酒が身体に及ぼす影響

●動体視力が落ちる

動く物を見たり、動いている物を見る視力（動体視力）が低下するだけでなく、見える範囲（視野）も狭くなります。その結果、人や車の動きの見極めが遅れ、早めの危険対処ができなくなります。

●判断力が低下する

酒類を飲んでハンドルを握ると、判断力が低下し、必要な安全確認ができずに危険な運転につながるとともに、とっさの状況判断には対応できません。

●運動神経が鈍る

アルコールの麻酔作用が小脳まで至ると、千鳥足になったり、ろれつが回らず、いわゆる酔っ払い状態になります。ハンドルを握っても蛇行運転したり、アクセル操作にムラが出たり、ブレーキ操作が遅れたり、危険な運転をするようになります。

●理性が失われる

理性の源である大脳皮質はわずかな飲酒でも簡単にマヒしてしまいます。「ほんの1杯だから」とハンドルを握ったり、むやみにスピードを出したりするのは理性喪失の証です。

○飲酒運転には厳しい行政処分が科せられます。

「行政処分」

酒酔い運転 「35点」（前歴なしの場合は、運転免許の欠格期間「3年」）

酒気帯び運転 アルコール濃度が呼気1リットル中0.25mg以上は「25点」（前歴なしの場合は運転免許の欠格期間「2年」）
アルコール濃度が呼気1リットル中0.15mg以上0.25mg未満は「13点」

酒気帯び運転では、前歴がない場合でも0.25mg/1以上は**免許取消**に、0.15mg/1以上0.25mg/1未満でも**長期の免許停止**となり、他の違反があるなど、場合によっては免許取消になることもあります。

○飲酒運転は重大な犯罪です！（以下のような刑事罰が科せられます）

自動車等の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律	危険運転致死傷	アルコールの影響により、正常な運転が困難な状態で人を死傷させた場合など	人を死亡させた場合…1年以上20年以下の懲役 人を負傷させた場合…15年以下の懲役
		アルコールの影響により、正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で人を死傷させた場合など	人を死亡させた場合…15年以下の懲役 人を負傷させた場合…12年以下の懲役
	過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱	アルコールの影響により運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた時に、アルコールの影響の有無又は程度が発覚することを免れる行為を行う	12年以下の懲役
	自動車過失運転致死傷	運転上必要な注意を怠り人を死傷させた場合	7年以下の懲役・禁固または100万円以下の罰金
	無免許運転による加重	上記すべての場合において、罪を犯したときに無免許運転をしていた場合	処罰が加重される

道路交通法	酒酔い運転	飲酒量に関わらず、言語や動作が正常でないなど、いわゆる酔っぱらった状態で運転した場合	5年以下の懲役または100万円以下の罰金、違反点数35点	
	酒気帯び運転	呼気1リットル中0.15mg以上のアルコール分を体内に保有したまま運転した場合	3年以下の懲役または50万円以下の罰金、違反点数13点(0.15mg/ℓ以上0.25mg/ℓ未満)、又は25点(0.25mg/ℓ以上)	
	呼気検査拒否等	呼気検査を拒否または妨害した場合	3ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金	
	車両提供の禁止	酒気を帯びていて飲酒運転をするおそれのある者に車両を提供した者に対する罰則	車両提供された運転者が酒酔い運転をした場合	…5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
			車両提供された運転者が酒気帯び運転をした場合	…3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	酒類提供の禁止	飲酒運転をするおそれのある者に酒類を提供した者に対する罰則	提供された運転者が酒酔い運転をした場合	…3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
提供された運転者が酒気帯び運転をした場合			…2年以下の懲役又は30万円以下	
同乗の禁止	運転者が酒気を帯びていることを知りながら、その車両に乗せてくれるよう、運転者に要求または依頼をして、車両に同乗した者に対する罰則	運転手が酩酊状態にあることを知りながら酒酔い運転の車両に同乗した場合	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	
		上記以外の場合	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金	

取り返しのつかない結果を招くのが飲酒運転です。絶対にやめましょう。二日酔いでも飲酒運転になります。深酒した翌日は車の運転を控えましょう。

★冬の交通事故防止運動 12月11日（木）～12月20日（土）までの10日間

★止まって！横断歩道キャンペーン 重点期間 12月11日(木)～12月20日(土)までの10日間

広報文例

飲酒運転は、アルコールの影響により、運動機能が低下し、ハンドル操作等がにぶくなるなど交通事故につながる大変危険な行為です。

「飲酒運転を絶対にしない、させない、許さない」を合い言葉に、地域や社会全体で飲酒運転を根絶しましょう。



★冬道の安全走行

新潟県の冬は、降雪や路面の凍結は避けては通れません。冬道の運転に向けた心構えや準備は万全ですか？

雪道や凍結路を走行するときは、スタッドレスタイヤやタイヤチェーンはもちろんですが、雪や霧のため視界も悪くなりますので、安全な速度と車間距離で、慎重な運転を心がけましょう。

○冬道走行のポイント

1 出発前の準備

車に積もった雪を落とす、窓ガラスの曇りをとるなど、しっかりと視界を確保してから出発しましょう。

2 やさしいブレーキ操作でタイヤをスリップさせない

減速時や停止する際には、やさしいブレーキで速度を調節して、タイヤをスリップさせないようにしましょう。

3 交差点の手前では、周囲の状況に気を配る

前車との車間距離を保ち、前車の動きに注意しましょう。
先の状況を確認し、早めのウインカー、ブレーキで後続車へ注意を促しましょう。

4 「急」のつく運転をしない

スリップの原因となる急発進、急ブレーキ、急ハンドルはやめましょう。



こんな場面でも、要注意です

●ブラックアイス

路面に薄い氷の膜ができて、単なる湿潤路面のように黒く見えるのに凍っていることをブラックアイスといいます。非常に滑りやすい状態の路面です。

●暖かい日の日陰部分や橋の上

周りの雪や氷が溶けていても、日陰や橋の上、堤防道路では部分的に凍っていることがあります。

●ラッシュ後のすいた道

無意識にスピードを出すと、ラッシュ時の車に磨かれた路面でスリップします。

●雪が少し積もった早朝

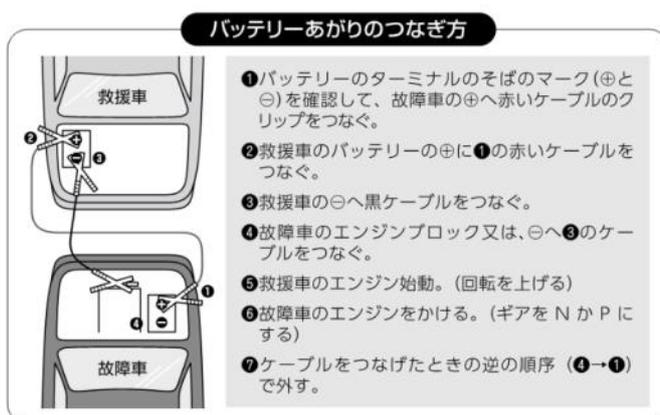
うっすら積もった雪の下はアイスバーン状態かもしれません。

●小さなわだちや凹凸

曇りの日は特に見えにくく、不用意に進入すると、ハンドルを取られたり、横滑りすることがあります。



車の冬支度は出来ていますか？



※ハイブリッド車を救援車として使用すると車両を損傷させる場合があります。取扱説明書を確認しましょう。

○車道の歩行者に注意を

降雪時や除雪後は、歩道を歩行出来ずに、歩行者も車道に出ることがあります。

車両が歩行者の側方を通過する時は、安全な間隔を保持するか、徐行しなければなりません。



○冬道の安全歩行

●すべりにくい靴をはきましょう

車道で転倒すると車の進路上に転んでしまう危険性があります。足下に十分注意して歩行しましょう。

●道路横断時はいつも以上に注意しましょう！

青信号であっても、スリップしてくる車両に注意し、車が確実に止まったことを確認して横断しましょう。

●車両と対面通行を心がけましょう！

背面通行をすると車両の発見が遅れるとともに、咄嗟の対応も出来ないことから、車の動きを十分に確認できる位置で歩行しましょう。

●足下ばかり見ないようにしましょう！

吹雪であっても時々顔を上げて周囲の安全確認をしましょう。

顔を伏せていると音も遮断され車の動きが分からなくなります。



広報文例

ドライバーは、歩行者の側方を通過する時は、安全な間隔を保ち、減速・徐行するなど、慎重な運転を心がけましょう。

また、降雪や霧でドライバーの視界が悪くなる場合があります。歩行者は車の動きに十分注意し、車が止まったことを確認してから横断しましょう。



2月のキャンペーン

●雪道などの運転方法

●車間距離の保持

★雪道などの運転方法

雪道や凍結した路面は大変滑りやすく危険です。スノータイヤ、スタッドレスタイヤなどの雪道用タイヤを装着するとともにタイヤチェーンを用意しておきましょう。

○雪道走行時にすべきこと

- ①あらかじめラジオを聞いたり、日本道路交通情報センターに電話をかけたりして、道路や交通の状況を確認する。
- ②視界を確保してから発進する。
冬場は車に乗車した直後はフロントガラスが曇っていることが多く、曇りがひどい場合には視界が悪化して、歩行者等の発見が遅れてしまいます。ガラスが曇ったままの運転は危険を伴いますので、必ずエアコンなどで曇りを除去してから発進してください。
- ③雪道や凍結した路面は滑りやすいので、スタッドレスタイヤやタイヤチェーンを装着したうえで、速度を落として、十分な車間距離をとって走行する。
- ④横滑りしやすいので、ハンドルやブレーキの操作は特に慎重にする。急発進、急ハンドル、急ブレーキは絶対しない。
- ⑤できるだけ車の通った跡を選んで走行する。（他の車が通った跡を走ると比較的走りやすい）

○チェーン規制について

大雪特別警報や大雪に対する緊急発表が行われるような異例の大雪があるときに、チェーン規制が実施されることとなり、対象となった区間は、タイヤチェーンを着けていない車の通行が禁止されます。

国土交通省によって、令和6年現在で、全国13か所の区間が設定されており、県内では国道7号の村上市大須戸から上大鳥、上信越自動車道の信濃町ICから新井PAの区間が設定されています。



「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め(チェーン規制)」の標識
(平成30年12月から導入)

○スタック・雪にタイヤがはまって抜け出せなくなったら

- スタックしてもあわてずに、周囲をよく確認して対処してください
- ①まずはハンドルを回してタイヤをまっすぐに。
- ②クリーブ現象を利用して、発進。ギアを「R」にして、少し後退させる。
- ③前進・後退を繰り返す。（アクセルは足をペダルに軽く当てる程度で）
- ④抜け出したら、ゆっくり前進しましょう。

あわてずに、
前進・後退をくり返す



○ゆとりある運転計画

冬期間は積雪や路面凍結によって、渋滞や事故が多くなり、予定どおりに進まなくてイライラすることがあります。運転中にイライラしたり焦ると、安全確認が不十分になったり車間距離を詰めてしまうなど運転が乱暴になり事故を起こす危険性が高まります。

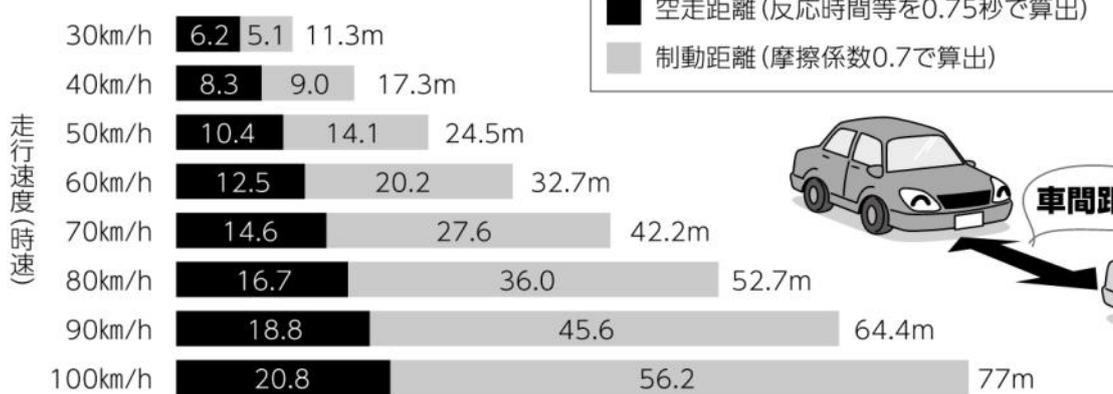
適当な休息時間を織り込んだゆとりのある運転計画を立てるとともに、運転中にイライラしたら、休憩を取ったり大きく深呼吸するなどして冷静な運転を心がけましょう。

★車間距離の保持

車が停止するまでには、運転者が危険を感じてからブレーキを踏み、ブレーキが効きはじめるまでに車が走る距離（空走距離）と、ブレーキが効き始めてから車が停止するまでの距離（制動距離）を合わせた距離（停止距離）が必要です。走行中のスピードによって、また道路条件によって停止距離は違います。

濡れた路面では、乾燥した路面の2倍以上の車間距離が必要です。
適切な車間距離を保持し、交通事故を防止しましょう。

○速度別制動停止距離（※乾燥舗装路面）



車間距離を取らずに走行すると、前車のブレーキに対応できずに衝突します。車間距離を詰めたからといって、早く目的地に到着できるわけでもありません。事故に遭わないためにも、十分な車間距離を保持しましょう。

前方を走行する車との車間距離を詰めて異常接近したりする、いわゆる「あおり運転」は、前車の運転手に恐怖心を与える危険な運転であり、処罰の対象となります。

○あおり運転厳罰化

「妨害運転は懲役又は罰金・免許も取り消し！」

1. 非常に危険なあおり運転（妨害運転）

後方から著しい接近、クラクションやハイビーム、幅寄せ、割り込み後に急ブレーキ等、他の車の走行を妨害する目的で、このような行為をすることは、極めて悪質・危険で重大な交通事故につながります。「あおり運転」を受けた車が、高速道路上で停車させられ、後ろから来た車に追突されて乗車していた方が死傷する悲惨な事故も発生しています。

2. 罰則等

通行妨害目的で交通の危険のおそれのある方法により、車間距離不保持などの一定の違反（※）をした場合は、

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金、違反点数は25点です。

また、妨害運転をして、高速道路上で車両を停止させるなど、著しい危険を生じさせた場合は、

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金、違反点数は35点です。

※一定の違反：通行区分違反、急ブレーキ禁止違反、車間距離不保持、進路変更禁止違反、追越し違反、減光等義務違反、

警音器使用制限違反、安全運転義務違反、最低速度違反、高速自動車国道等駐停車違反

広報文例

「あおり運転」（妨害運転）は、重大な交通事故につながる極めて悪質・危険な行為です。

車を運転する際は、周りの車等に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って、安全な速度・方法での運転を心掛け、十分な車間距離を保つとともに、不必要な急ブレーキや無理な進路変更等は絶対にやめましょう。



★シートベルト・チャイルドシート着用の徹底

シートベルトやチャイルドシートは、万が一交通事故の際に、あなたの命はもちろん、同乗した家族の命も守る大切な「命綱」です。

幼児（6歳未満）のチャイルドシートの使用は法律で定められています。また、シートベルトが正しく着用できる身長140センチまでは、6歳以上でも学童用チャイルドシート（ジュニアシート）を着用しましょう。

○シートベルトの正しい着用方法について

シートベルトやチャイルドシートを正しく着用すると、交通事故にあった場合の被害を大幅に軽減できます。正しく着用し、大切な命を守りましょう。

- シートの背は倒さず、シートに深く腰掛ける。
- バックルの金具は確実に差し込む。
- 肩ベルトは首に掛からないように着用。また、肩ベルトはたるまないように。
- 腰ベルトは骨盤を巻くようにしっかりと。
- チャイルドシートは、しっかりと車に固定しましょう。こどもを固定するハーネスは、胸の前に大人の指が一本入る程度が正しい締め具合です。

○シートベルトの着用調査結果

（令和6年10月～11月 警察庁・一般社団法人日本自動車連盟（JAF）合同調査）

一般道路

区分	運転区分	着用率（％）
新潟県	運転席	99.6
	助手席	98.2
	後部席	58.5
全国	運転席	99.2
	助手席	96.8
	後部席	45.5

高速道路等

区分	運転区分	着用率（％）
新潟県	運転席	99.8
	助手席	99.2
	後部席	92.3
全国	運転席	99.6
	助手席	98.8
	後部席	79.7

○死者のシートベルト着用者率及び致死率

	死者数（人）	負傷者数（人）	致死率（％）
着用	10	2,019	4.9
非着用	7	92	70.7
計	18	2,125	—

※致死率：死者数÷死傷者数×1000

県内シートベルトの非着用者の致死率は、着用者の約1.4倍

★チャイルドシートの正しい使用

○チャイルドシートの使用は運転者の義務です

(道路交通法第71条の3第3項)

- 義務付けの対象…「自動車の運転者」
- 使用させるべき対象…「幼児（6歳未満の者）」
- 使用させるべきチャイルドシート…「保安基準に適合・発育の程度に応じた形状」
- 違反への措置…「シートベルト装着義務違反同様、基礎点数1点付加」
- 使用義務の免除…「疾病のためチャイルドシート使用が適当でないとき」
「その他政令で定めるやむを得ない理由があるとき」

○チャイルドシート使用状況調査結果

(令和6年5月 警察庁・一般社団法人日本自動車連盟 (JAF) 合同調査)

●子どもの乗車状況

区分	チャイルドシート使用	チャイルドシート不使用			
		車両シートにそのまま着用	装置にそのまま着座	大人用シートベルト着用	保護者の抱っこ
新潟県 (%)	82.0	7.5	6.5	2.8	1.3
全国 (%)	78.2	9.8	4.4	5.1	2.6

・抱っこやそのまま着座では、衝突時に車外放出などの重大事故につながる可能性があります。

○こどもの成長に合わせたチャイルドシートを使用しましょう

こどもの成長に合わせて、チャイルドシートの種類やタイプを選びましょう。

また、車への取り付けが可能かどうかの確認も大切です。下の3つの専用タイプのほか、兼用タイプもあります。

乳児用チャイルドシート



- 体重: ~10kg未満
- 対象年齢: 新生児~1歳くらい
- 使用方法: 車の後部座席に後ろ向きに取り付けるタイプ。この場合の背もたれ角度は45度が望ましい。また、製品によっては横向きベッドとして使用するタイプもある。

幼児用チャイルドシート



- 体重: 9~18kg以下
- 対象年齢: 1~4歳くらい
- 使用方法: 車の座席に前向きに取り付けるタイプ。特に幼児用シートはぐらつきのないよう「しっかり固定」することが大切。

学童用チャイルドシート



- 体重: 15~36kg
- 対象年齢: 4~10歳くらい
- 使用方法: こどもと装置を一体化して車のシートベルトで拘束するタイプ。シートベルトが使えるようになる身長140cmまではチャイルドシートが必要。

警察庁及び一般社団法人日本自動車連盟JAFが令和6年に全国で行った調査では、チャイルドシートを正しく車に取り付けられていない場合が3割以上、チャイルドシートに乗せたこどもを正しく座らせていない場合が4割以上という結果でした。

広報文例

シートベルトやチャイルドシートは、交通事故の衝撃から命を守ってくれる「命綱」です。

全座席でシートベルトを着用し、6歳未満のこどもには、チャイルドシートを使用しましょう。



交通事故を起こしたら (運転者の義務、応急手当)

○運転者の義務

●負傷者の救護

負傷者がいる場合は、直ちに救急車を要請し、救急車が到着するまでの間、止血や心肺蘇生法など必要な応急手当を行う。

頭部に負傷している場合は、むやみに動かさない。ただし、後続事故のおそれがあるときは、負傷者を安全な場所へ移動する。

●危険防止の措置

停止標示板や発炎筒により、後続車に合図し、後続事故の発生を防止する。可能であれば、安全な場所（路肩や空き地など）へ車を移動する。

●警察へ交通事故状況などの報告

110番通報等により、事故の場所、負傷者の数や状態、道路障害の状況、損害状況などを報告する。

☆相手のナンバーを確認しよう

交通事故に遭い、気が動転してしまうと、「相手の車のナンバーも車種も全く覚えていない」なんてことも少なくありません。

例えば、相手の車が盗難車だったり、運転手が飲酒運転だったりすると、事故現場から逃走してしまうこともあります。

ナンバーの全部を覚えることは大変かもしれませんが、まず、一連番号（1ケタ～4ケタの数字）を正確に確認してメモしましょう。

そのあと、ナンバーの他の部分や車種・塗色・運転手・乗車人数など可能な範囲で確認しましょう。



○応急救護処置

1 倒れている人の反応を確認する

反応がないときは、周りに助けを呼ぶ。そして、119番に通報してもらうとともにAED（自動体外式除細動器）を持ってきてもらう。

2 気道確保（空気の通り道）を確保し、呼吸を確認する

負傷者をあおむけに寝かせ、あごを上げ、前頭部を下に押すようにする。普段どおりに胸が上下し、呼吸をしているかどうか確認する。

3 心肺蘇生を行う

普段どおりの呼吸をしていない、又はわからないときは直ちに心臓マッサージ（胸骨圧迫）を開始する。

圧迫する位置は、乳頭と乳頭を結ぶ線と胸骨の交わる点で、負傷者の胸が4～5センチ沈み込む程度（成人の場合）を30回繰り返す、1分間に100～120回の速さで行う。

4 AEDを装着する

AEDが到着したら、電源を入れ、AEDの音声メッセージに従って操作する。

5 救急隊に引き継ぐまで、または負傷者に普段どおりの呼吸や目的のある仕草が認められるまで救命処置を続ける

* 出血している場合

直接圧迫止血法

傷口に清潔なガーゼや布を当て、手でしっかり押さえたり、包帯を強めに巻く。

AED (Automated External Defibrillator)

自動体外式除細動器

目の前で人が倒れて、突然心臓が止まるのは、心臓がブルブルと細かくふるえる「心室細動」によって生じることが多く、この場合は、できるだけ早く電気ショックを与え、心臓の動きを取り戻す（これを除細動といいます）ことがとても重要です。AEDは、この電気ショックを行う器機です。

AEDが近くにある時は、心肺蘇生法を行うとともに、すぐにAEDを使用することが大切です



交通事故のことで困ったら？（新潟県交通事故相談所）

○交通事故の相談はまず県の交通事故相談所へ

決して他人ごとではない交通事故。毎日どこかで悲惨な交通事故が発生しています。

不幸にして交通事故に遭われ、お困りの方は、まず県の交通事故相談所に相談してください。

損害賠償の額はどのくらいか？
どんな賠償請求ができるか？
保険会社との交渉は？
相手に誠意がないときは？



賠償金の支払いはどうしたらいいか？
示談の仕方は？
治療や労災保険・社会保険などの利用は？

●相談員が無料で電話相談・面接相談に応じています。

●プライバシーは保護されます。

相談所について

◆新潟県交通事故相談所

〒950-8570

新潟市中央区新光町4番地1 県庁13階

◆巡回相談（予約制・面接のみ）

場所：長岡地域振興局 奇数月の毎月第3火曜日

上越地域振興局 偶数月の毎月第3火曜日

時間：13:00～15:00

●相談電話番号 025 (280) 5750

●相談日時 月・火・木・金

9時～12時 / 13時～16時

（水曜日※、祝日、年末年始は休みです。）

※月・火・木・金のいずれかが祝日の場合、水曜日は
開所日となります。

※勤務の都合等により不在となることがあります。

○新潟県内及び他の交通事故相談機関

●（公財）日弁連交通事故相談センター

日本弁護士連合会が設置した公益財団法人で、交通事故による民事賠償にかかる問題について、法律相談等を行っています。

また、新潟相談所、長岡相談所、上越相談所及び村上相談所では示談のあっせんも行っていきます。

なお、以下の番号で、弁護士による10分程度の電話相談を行っています。

電話：0120-078325（相談料・通話料無料）

平日10:00～19:00まで相談可（祝日を除く）

●そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

●（一社）日本損害保険協会が設置したもので、損害保険に関する一般的な相談の他、損害保険会社とのトラブルが解決しない場合の苦情の受付や紛争解決の支援（和解案の提示等）業務を行っています。

●電話0570-022808（ナビダイヤル 全国共通・通話料有料） または03-4332-5241（そんぽADRセンター東京直通）

（公財）日弁連交通事故相談センター相談所

各相談所	電話
新潟相談所	025-222-5533
長岡相談所	0258-86-5533
三条相談所	受付は新潟相談所へ
上越相談所	同上
村上相談所	同上
五泉相談所	同上

犯罪や交通事故の被害者等に対して、電話相談、面接相談や関係機関等への付添い支援等多様な支援を行っています。

相談は無料で、プライバシーも堅く守られます。

電話相談 月～金 10:00～16:00（祝日・年末年始を除く）

●自助グループ支援（年6回）も行っていきます。

実施機関・問合せ先

公益社団法人

にいがた被害者支援センター

（相談専用電話）

TEL 025-281-7870 新潟

TEL 0258-32-7016 長岡

TEL 025-522-3133 上越

交通遺児基金をご存知ですか？ (公益財団法人新潟県交通遺児基金)

公益財団法人新潟県交通遺児基金では、交通事故で、保護者が死亡もしくは重度の後遺障害を受けた場合、その児童・生徒を支援、激励する活動をしています。

また、県民の皆様の交通安全意識をさらに高め、交通事故防止を図ることにより、交通事故で悲しい思いをすることも1人でも減らすことを目指して、令和5年度から「交通安全推進事業」を開始し、高校生向けの交通安全啓発動画等の制作を行っています。



〈こんな活動をしています〉

- 1 高校生以下で交通遺児等になった方に見舞一時金を給付
- 2 小学校及び中学校の入学祝金、中学校及び高等学校の卒業祝金を給付
- 3 乳・幼児並びに小学校、中学校及び高等学校に在学する交通遺児等に図書カードを贈呈
- 4 映画・スポーツ他の芸術鑑賞をした場合の料金を助成
- 5 交通遺児等及びその家族の交流レクリエーション事業を実施

○交通遺児基金からのお願い

公益財団法人新潟県交通遺児基金は、皆さまからのご寄附により活動しています。皆さまの思いやりを、ぜひお寄せください。ご寄附は口座振込でお受けしています。

口座名 公益財団法人新潟県交通遺児基金		
第四北越銀行 県庁支店	普通預金	1134920
大光銀行 新潟支店	普通預金	747873
新潟県労働金庫 新潟南支店	普通預金	4242621
郵便局	口座番号	00590-6-96264

- 専用の振込用紙で、お振込みの場合、振込手数料は当基金が負担します。
- 右記事務局にご連絡いただければ、振込用紙をお送りします。
- 銀行・労働金庫振込の場合、基金のホームページから専用の振込用紙をダウンロードしてご使用いただけます。

問い合わせ先

公益財団法人新潟県交通遺児基金事務局
〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県総務部県民生活課内
TEL 025(280)5136 FAX 025(283)5879
メール ngt010230@pref.niigata.lg.jp



◀ ホームページはこちらから

○交通遺児を支援しています

新潟県交通遺児基金のほかにも、交通遺児の支援を行っている機関・団体があります。

●奨学金制度

制度の名称	内容	対象	実施機関・問合せ先
交通遺児育英会奨学金	奨学金の貸与	高校生、大学生等	(公財)交通遺児育英会 TEL : 0120-52-1286 03-3556-0773
交通遺児修学資金給付・卒業祝	修学資金、卒業祝金の支給	東・中・西日本高速道路(株)の管理する道路での交通事故により遺児となった高校生等のうち、経済的な理由から修学困難な方	(一財)道路厚生会 TEL : 03-6674-1761 (交通遺児修学資金給付係)
新潟県奨学金	奨学金の貸与	高校生等	新潟県 TEL : 025-280-5638 (教育庁高等学校教育課)
高等学校奨学金	奨学金の給付	高等学校に進学した生徒で、経済的な事情で就学困難と認められる方	(公財)新潟ろうきん福祉財団 TEL : 025-288-5273

●その他

制度の名称	内容	対象	実施機関・問合せ先
交通遺児等貸付	一時金、入学支度金の貸付	義務教育終了前の児童	独立行政法人自動車事故対策機構新潟主管支所 TEL : 025-283-1141
交通遺児年金制度 交通遺児等給付制度	1. 交通遺児育成基金事業 自動車事故によって支払われる損害賠償金等の中から拠出金を払い込むことで、子どもが満19歳になるまで育成給付金を支給する制度	加入時の年齢が0~16歳未満の子ども	(公財)交通遺児等育成基金 TEL : 0120-16-3611 03-5212-4511
	2. 交通遺児等支援給付事業 越年資金、入学支度金、進学等支援金、緊急時見舞金の支給	義務教育終了前の児童	(公財)交通遺児等育成基金 TEL : 03-3237-0158
遺児見舞金制度 (交通災害共済に加入している方対象)	会員である父母、あるいは未成年後見人として養育していた祖父母等が死亡した場合に、見舞金を支給	18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(主に高等学校を卒業するまで)	新潟県市町村総合事務組合 TEL : 025-284-4158 (交通災害共済担当)

新潟県交通安全通年スローガン

「未来へとどけ！ 願いのかけはし 交通安全」

平成6年7月6日に制定されました

昭和37年7月10日 新潟県交通安全県宣言日

県内交通量の激増に伴い、増加する交通事故の根絶を決意して、昭和37年7月10日、県民の名において、新潟県が交通安全県であることを宣言しました。

毎月10日 交通安全家庭の日 ～家族で話そう、みんなの交通事故防止～

- 歩行者の安全確認
- 自転車のルール遵守
- 自動車の「不注意」防止

交通安全について家庭内で話し合う機会を持ち、家族のみんなが交通事故に遭わないため、また、交通事故を起こさないために、昭和53年から毎月10日を「交通安全家庭の日」と制定し、県民の交通安全意識の高揚を図ろうとするものです。

4月10日、9月30日 交通事故死ゼロを目指す日

全国で、毎日発生している交通死亡事故を防止するため、交通ルールの遵守と交通マナーの実践により、国民全員で交通事故死ゼロを目指すものです。

令和7年使用 交通安全年間スローガン

交通安全年間スローガンは、全日本交通安全協会と毎日新聞社の共催で、昭和40年から毎年募集しています。

全国から作品が寄せられ、交通関係機関・団体の関係者や学識経験者による審査を経て、内閣総理大臣賞（最優秀作）3点、内閣府特命担当大臣賞（優秀作）3点、文部科学大臣賞（優秀作・こども部門のみ）1点、警察庁長官賞（優良作）3点と全日本交通安全協会会長賞（佳作）7点が選ばれました。

内閣総理大臣賞（最優秀作）

一般部門 A
運転者（同乗者を含む）に呼びかける部門

守ろうよ チャイルドシートで 子の未来

一般部門 B
歩行者等に呼びかける部門

危険です ながらスマホで 踏むペダル

こども部門
こどもたちに交通安全を呼びかける部門

青だけど 自分の目で見て たしかめて

内閣府特命担当大臣賞（優秀作）

一般部門 A
運転者（同乗者を含む）に呼びかける部門

夕暮れに 歩行者を照らす 照^{しょう}time

一般部門 B
歩行者等に呼びかける部門

見えないを 見えるに変える 反射材

こども部門
こどもたちに交通安全を呼びかける部門

てをあげて くるまにおしらせ ぼくはここ

文部科学大臣賞（優秀作）

こども部門
こどもたちに交通安全を呼びかける部門

まだ行ける？ いいえ黄色は もう止まれ

警察庁長官賞（優良作）

一般部門 A
運転者（同乗者を含む）に呼びかける部門

飲む前に 車じゃないよね？ 再確認

一般部門 B
歩行者等に呼びかける部門

ヘルメット かぶるあなたは カッコいい

こども部門
こどもたちに交通安全を呼びかける部門

反射材 わたしとかがやく 夜の道

全日本交通安全協会会長賞（佳作）

●一般部門 A

運転者（同乗者を含む）に呼びかける部門

- ・路上駐車 迷惑置いて どこへ行く
- ・スピードと 焦る気持ちに ブレーキを

●一般部門 B

歩行者等に呼びかける部門

- ・そこじゃない 横断歩道は 少し先
- ・歩きスマホ 狭まる視野に 広がる危険

●こども部門

こどもたちに交通安全を呼びかける部門

- ・ヘルメット あごひもカチッと 出発だ
- ・「大丈夫」 一番危険な 思い込み
- ・どんなときも
わすれちゃだめだよ みぎひだり

※スローガンを利用する場合は、
「交通安全スローガン・ポスター」事務局
(koutsuanzen@mainichi-ks.co.jp)
への利用申請が必要です。

新潟県交通安全対策連絡協議会員

<官公庁>

- ・新潟県
- ・新潟県警察本部
- ・新潟県教育委員会
- ・国土交通省北陸地方整備局
- ・国土交通省北陸信越運輸局
- ・国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局
- ・厚生労働省新潟労働局
- ・新潟市
- ・新潟県市長会
- ・新潟県町村会
- ・新潟県市町村総合事務組合

<教育関係団体>

- ・新潟県小学校長会
- ・新潟県中学校長会
- ・新潟県高等学校長協会
- ・新潟県小中学校PTA連合会
- ・新潟県高等学校PTA連合会
- ・新潟県専門学校協会
- ・新潟県私立中学高等学校協会
- ・新潟県幼稚園・こども園連盟
- ・新潟県私立幼稚園・認定こども園協会
- ・新潟県保育連盟

<交通・運輸関係団体>

- ・東日本旅客鉄道株式会社新潟支社
- ・東日本高速道路株式会社新潟支社
- ・公益財団法人新潟県交通安全協会
- ・一般社団法人新潟県安全運転管理者協会
- ・公益社団法人新潟県トラック協会
- ・公益社団法人新潟県バス協会
- ・一般社団法人新潟県ハイヤー・タクシー協会
- ・一般社団法人新潟県自動車整備振興会
- ・新潟県自動車販売店協会
- ・一般財団法人新潟県自動車標板協会
- ・一般社団法人新潟県指定自動車教習所協会
- ・一般財団法人新潟県自動車練習所
- ・軽自動車検査協会新潟主管事務所
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会新潟支部
- ・独立行政法人自動車事故対策機構新潟主管支所
- ・自動車安全運転センター新潟県事務所
- ・一般社団法人新潟県交通安全施設業協会
- ・新潟県高速道路交通安全協議会
- ・新潟市個人タクシー事業協同組合
- ・一般社団法人日本自動車連盟新潟支部
- ・新潟県自転車・軽自動車商協同組合
- ・一般社団法人新潟県レンタカー協会
- ・新潟県ハイヤー交通共済協同組合
- ・新潟県自動車車体整備協同組合
- ・赤帽新潟県軽自動車運送協同組合
- ・新潟県オートバイ事業協同組合
- ・新潟県軽自動車協会
- ・日本通運株式会社新潟支店

- ・新潟県中古自動車販売協会
- ・一般社団法人新潟県運転代行協会

<報道関係>

- ・株式会社新潟日報社
- ・朝日新聞社新潟総局
- ・毎日新聞社新潟支局
- ・読売新聞社新潟支局
- ・産経新聞社新潟支局
- ・共同通信社新潟支局
- ・時事通信社新潟支局
- ・日本経済新聞社新潟支局
- ・NHK新潟放送局
- ・株式会社新潟放送
- ・株式会社NST新潟総合テレビ
- ・株式会社テレビ新潟放送網
- ・株式会社新潟テレビ21
- ・株式会社柏崎コミュニティ放送
- ・長岡移動電話システム株式会社
- ・株式会社エフエムラジオ新潟
- ・燕三条エフエム放送株式会社
- ・株式会社けんとう放送
- ・株式会社エフエム新津
- ・エフエム角田山コミュニティ放送株式会社
- ・株式会社エフエム雪国
- ・株式会社エフエムしばた
- ・株式会社エフエムとおかまち
- ・エフエム魚沼株式会社

<青少年・福祉関係団体>

- ・社会福祉法人新潟県社会福祉協議会
- ・日本ボーイスカウト新潟連盟
- ・新潟県青少年健全育成県民会議
- ・一般財団法人新潟県民生委員児童委員協議会

<その他関係団体>

- ・新潟県石油業協同組合
- ・日本郵便株式会社信越支社
- ・一般社団法人新潟県商工会議所連合会
- ・新潟県商工会連合会
- ・新潟県中小企業団体中央会
- ・一般社団法人新潟県銀行協会
- ・全国交通運輸労働組合総連合新潟県支部
- ・一般社団法人新潟県農業会議
- ・新潟県農業機械商業協同組合
- ・新潟県農業共済組合
- ・新潟県農業協同組合中央会
- ・全国共済農業協同組合連合会新潟県本部
- ・全国農業協同組合連合会新潟県本部
- ・新潟県信用農業協同組合連合会
- ・新潟県酪農業協同組合連合会
- ・東北電力ネットワーク株式会社新潟支社
- ・新潟県酒造組合
- ・公益財団法人新潟県生活衛生営業指導センター

- ・新潟県すし商生活衛生同業組合
- ・新潟県卸酒販組合
- ・新潟県小売酒販組合連合会
- ・新潟県森林組合連合会
- ・新潟県漁業協同組合連合会
- ・新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合
- ・新潟県料理生活衛生同業組合
- ・新潟県社交飲食業生活衛生同業組合
- ・一般財団法人新潟県老人クラブ連合会
- ・公益財団法人にいがた産業創造機構
- ・新潟県医師会
- ・公益社団法人新潟県薬剤師会
- ・一般社団法人新潟県歯科医師会
- ・公益社団法人新潟県看護協会
- ・新潟県土地改良事業団体連合会
- ・一般社団法人新潟県建設専門工事業団体連合会
- ・一般社団法人新潟県空調衛生工事業協会
- ・一般社団法人新潟県LPガス協会
- ・一般社団法人新潟県解体工事業協会
- ・一般社団法人新潟県産業資源循環協会
- ・新潟県住宅供給公社
- ・一般社団法人新潟県建設業協会
- ・一般社団法人新潟県砂利砕石協会
- ・新潟県生コンクリート工業組合
- ・新潟県電気工事工業組合
- ・一般社団法人日本建設業連合会北陸支部
- ・一般社団法人新潟県設備設計事務所協会
- ・一般社団法人新潟電設業協会
- ・一般社団法人新潟県高圧ガス保安協会
- ・公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会
- ・新潟県信用組合協会
- ・一般社団法人新潟県警備業協会
- ・新潟県信用金庫協会
- ・日本通信株式会社
- ・新潟県生活協同組合連合会
(令和7年3月1日現在
132推進機関・団体、順不同)



「ハンドルキーパー運動」の推進

「ハンドルキーパー運動」とは、自動車
で仲間と飲酒店などへ行く場合にお酒を
飲まない人（ハンドルキーパー）決め、
その人が仲間を自宅まで送り届ける運動
です。

自動車の運転者が表示する標識とその標識を表示した運転者等の保護

道路交通法では、一定の運転者（高齢者、聴覚障害者、初心者、身体障害者（肢体不自由））に所定の標識（マーク）を表示してもらうことにより、他の運転者に注意を喚起し、当該運転者の保護を図る規定がなされています。

下記標識（マーク）を付けている車に対しては、危険防止のやむを得ない場合を除き、側方に幅寄せをしたり、必要な車間距離が保てなくなるような進路変更をしてはいけません。

また、聴覚障害者標識を付けている運転者は、警音器の音が聞こえないことがあるので、安全に通行できるように配慮しましょう。

●種類（様式）

高齢運転者標識

普通自動車を運転できる免許を受けた年齢が70歳以上の人で、加齢に伴って生ずる身体機能の低下が運転に影響を及ぼすおそれがある人（努力義務）



聴覚障害者標識

普通自動車を運転することができる免許を受けた人で、補聴器を用いても10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない人



初心運転者標識

普通自動車免許（第一種）を受けた人で、当該自動車免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く）が通算して1年に達しない人



身体障害者標識

普通自動車を運転することができる免許を受けた人で、肢体（手足）不自由であることを理由に当該免許に条件を付されている人



チャイルドシート着用推進シンボルマーク

カチャピョン

チャイルドシートの着用推進に関する国民の意識の高揚を図るためのシンボルマークで、シートベルト・チャイルドシート着用推進会議にて決定、平成12年2月29日に公表されました。



新潟県交通安全シンボルマーク

新潟県交通安全シンボルマークは、交通事故のない明るい新潟県の建設と、県民の交通安全意識の高揚を図るために、昭和54年7月に制定したものです。

このマークのデザインは、新潟県を三角で表し、その中に交通ルールを守る親と子を配し、交通安全を象徴したものです。

